

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	川越市 個人住民税課税事務 全項目評価書(素案)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川越市は、個人住民税課税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

川越市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税課税事務
②事務の内容 ※	<p>【概要】 ○地方税法その他の関係法令及び条例等に定める地方税のうち住民税(個人住民税)の賦課に関する事務。 ○住民等から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書及び市の調査を基に住民税額を計算し、賦課決定(通知書等発送)を行う。申告内容の精査、申告のない者への調査などを適時実施する。 ○住民等からの申請に基づき、賦課情報から課税証明書・非課税証明書・所得証明書を発行する。</p> <p>以下の事務で特定個人情報を取り扱う。詳しくは、別添1参照。</p> <p>【賦課業務の流れ】</p> <p>1 課税準備</p> <p>(1)基本台帳の作成 住民基本台帳関係情報及び宛名情報を参照し、対象者情報(課税対象、被扶養対象)を作成する。</p> <p>(2)市県民税申告書等の発送 市県民税の申告が必要と思われる者、給与支払者に市県民税申告書又は総括表(給与支払報告書)を発送する。</p> <p>2 課税資料の受付・システムへの登録</p> <p>(1)課税資料の受付 納税者、給与支払者、年金支払者等から提出される申告書及び通知書(市県民税申告書・確定申告書・回送資料・公的年金等支払報告書・給与支払報告書等、以下「課税資料」という)の情報を直接又は電子データで收受する。</p> <p>(2)課税資料のデータ化、取込 紙媒体による課税資料は、記載内容のデータ化を行い、電子データとして受付した課税資料とあわせて、個人住民税課税システム等に取込む。</p> <p>(3)課税資料の対象者特定 個人番号・4情報(氏名・性別・生年月日・住所)等をもとに、課税資料の対象者を特定する。</p> <p>(4)他市町村への課税資料の回送 対象者が存在しない場合には、調査を行い、住民登録地等へ課税資料を送付する。</p> <p>3 賦課決定</p> <p>(1) 課税資料の合算・精査・賦課決定 対象者ごとに課税資料を合算し、所得情報及び各種控除情報を統合し、課税内容の精査を行い、賦課決定を行う。</p> <p>(2) 税額通知書等の発送 賦課内容をもとに税額通知書等を作成し、納税者及び給与支払者、年金支払者へ通知する。</p> <p>(3) 証明書の発行 納税者からの申請に応じ、各種(課税・非課税・所得)証明書を発行する。</p> <p>(4) 賦課変更 納税者や給与支払者、年金支払者等からの申告・届出及び税務調査にもとづき、賦課内容の変更を行い、賦課決定を行うとともに、税額通知書等を発送する。</p> <p>4 税務調査及び情報の提供</p> <p>(1) 情報照会 情報提供ネットワークシステム及び庁内他業務システムから、地方税関係情報や各種所得控除、税額決定に係る情報を取得する。</p> <p>(2) 情報提供 情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を実施するために、賦課決定を行った賦課情報の副本を作成し、連携する。また、庁内の他業務システムや税務署等へ、賦課情報を連携(移転又は提供)する。</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	次期個人住民税課税システム(「税務システム」に含まれる)		
②システムの機能	<p>個人住民税課税システムは住民基本台帳システム・宛名システム・税務システムを含むパッケージシステムの一部である。なお、下記に記載するものは、個人住民税課税事務において使用する機能のみ記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民記録参照・宛名機能 ○賦課期日・年末時点の住民の把握、年金特徴対象者等の住民異動の把握を行い、納税義務者・被扶養者の管理、送付先等や徴収方法の管理を行う。 ○住民登録者・住民登録外者の宛名情報の参照、登録・修正・削除を行う。送付先や納税管理人等の管理を行う。 2. 課税対象者管理機能 ○賦課期日(1/1)時点において、本市に課税権のある住民に関する情報を管理する。 3. 課税資料データ管理機能(未使用) ○市申告書、確定申告書、回送資料、公的年金等支払報告書、給与支払報告書の課税資料データの個人特定及び管理を行う。 4. 賦課情報管理機能 ○賦課決定した所得・控除・税額等の情報を管理する。 ○特別徴収義務者(事業者)は特別徴収税額等の情報を管理する。 5. 徴収・期割情報管理機能 ○個人住民税の徴収方法や納期・納期毎の税額の情報を管理する。 6. 異動・更正処理機能 ○所得、控除等に変更が生じた場合に住民税更正処理を行う。 ○特別徴収者の退職等により異動が生じた場合に住民税徴収方法変更処理を行う。 7. 扶養情報管理機能 ○課税資料データから把握できる扶養関係の情報を管理する。 8. 通知書発行機能 ○普通徴収に関する通知書や特別徴収に関する通知書を発行する。 9. 証明書発行機能 ○納税者(個人)単位に、課税・非課税・所得証明書を発行する。 10. 他団体への通知機能 ○法令等で定められている通知書(他団体あてに地方税法第294条第3項に基づく通知や税務署連絡せん等)を発行する。 11. 年金からの特別徴収管理機能 ○公的年金特別徴収事務における、市と年金保険者との間で必要なデータの作成、取込を行う。 12. 連携データ作成機能 ○情報連携用(副本)、庁内連携システム用にデータの作成を行う。 		
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (個人番号連携サーバ </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム) </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (個人番号連携サーバ	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (個人番号連携サーバ	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム)		

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	住民税課税支援システム
②システムの機能	<p>1. イメージ管理機能 ○スキャナーで取込んだ市県民税申告書、給与支払報告書等の課税資料、及び電子データで取込んだ課税資料をイメージ化して管理する。</p> <p>2. 課税資料の取込、対象者特定、チェック機能、課税データ作成機能 ○課税資料のパンチデータ、電子データを取込む。 ○課税資料に記載の課税対象者を特定する。 ○課税資料の記載内容に誤りがないか論理チェックを行うとともに、課税資料を統合した賦課情報を作成する。 ○課税資料や賦課上の論理エラーの進捗管理を行う。</p> <p>3. 個人住民税課税システム等との連携機能 ○個人住民税課税システムより課税対象者の情報を取得し、また作成した賦課情報を税務システムへ連携する。 ○他業務システムより出力した申告受付に必要な社会保険料情報を取込む。</p> <p>4. 申告受付機能 ○課税資料を参照し、納税者の申告情報をもとに確定申告書・市県民税申告書を作成する。 ○申告書の情報を課税資料として取込む、または、税務署への連携用データを作成する。</p> <p>5. 帳票発行機能 ○他機関へ連携する扶養是正情報、住民登録外課税通知情報等の帳票及びデータを作成する。</p> <p>6. 期割情報管理機能 ○住民税の徴収方法や納期・納期毎の税額の情報を管理する。</p> <p>7. 異動・更正処理機能 ○所得、控除に変更が生じた場合に資料更正処理を行う。 ○特別徴収者の退職等により生じた異動をもとに住民税徴収方法の一括変更処理を行う。</p> <p>8. 扶養情報管理機能 ○課税資料データから把握できる扶養関係の情報を管理する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [●] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム3	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)(個人住民税に関する部分のみ記述)
②システムの機能	<p>地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税義務者、事業者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の効率化に寄与するため、地方税共同機構(旧名称「一般社団法人地方税電子化協議会」)が構築したシステムであり、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出・納付について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。</p> <p>審査システム(eLTAX)は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、事業者と自治体間のデータ連携を仲介する。</p> <p>1. 申請・申告情報の照会・審査機能 ○送付された課税資料や利用届出情報の照会を行い、様式チェック等審査する機能。 ○必要に応じて職権訂正や不受理、返送を行う機能。 ○申請・申告の提出元に返送のお知らせ、その他メッセージ送信を行う機能。</p> <p>2. 申請・申告情報の抽出・出力機能 ○課税資料のデータを課税支援システム等への取込み可能な形式に変換し、出力する機能。</p> <p>3. 税額通知等管理機能 ○事業者ごとの課税番号、通知に必要な情報を登録、管理する機能。 ○税務システムから税額通知情報を連携し、データチェックを行い、地方税ポータルセンタ(eLTAX)へ送信する機能。</p> <p>4. 年金特別徴収管理機能 ○地方税ポータルセンタより、年金特別徴収対象者情報・特別徴収結果通知等を受領し、出力する機能。 ○税務システムから特別徴収依頼情報等を連携し、データチェックを行い、地方税ポータルセンタ(eLTAX)へ送信する機能。</p> <p>5. 地方税共通納税システム機能 ○事業者ごとの納税者IDと課税番号等の対応を管理し、地方税ポータルセンタ(eLTAX)へ連携する。 ○地方税ポータルセンタより納税者からの納付情報ファイル、納付情報管理ファイルを税務システムへ連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX)、電子申告審査・国税連携支援サービスシステム * 媒体等での連携のため本市の他のシステムとの接続はしていない)</p>

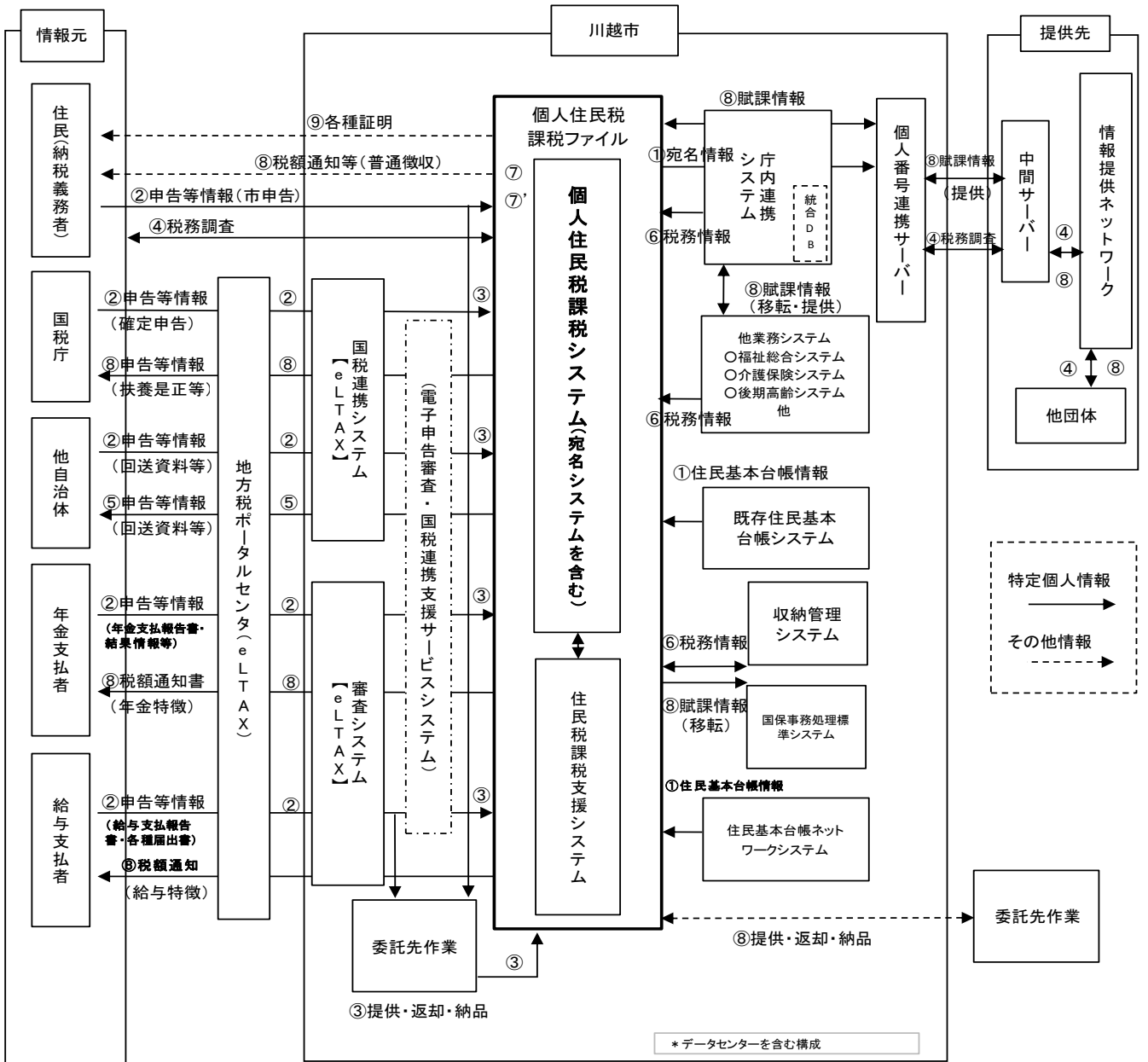
システム4	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>国税連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、国税と自治体間のデータ連携を仲介する。また、他自治体とのデータ連携を仲介する。</p> <p>1. 国税データ連携機能 ○所得税申告書等データ等を受信する機能。扶養正情報等データを送信する機能。他の市区町村に対して、所得税申告書等データを送信する機能。</p> <p>2. 自治体間データ連携 ○課税資料の他自治体への送信機能。 ○住民登録外課税通知データの送信機能、受信機能。 ○寄付金税額控除に係る申告特例通知データの送信・受信機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX)、電子申告審査・国税連携支援サービスシステム * 媒体等での連携のため本市の他のシステムとの接続はしていない。)</p>
システム5	
①システムの名称	電子申告審査・国税連携支援サービスシステム
②システムの機能	<p>1. 国税連携支援機能 ○国税連携システムより送信された所得税申告書等データ及びイメージデータの確認・修正を行い、そのデータを出力する機能。</p> <p>2. 審査システム支援機能 ○審査システムより受領する電子申告、年金特徴情報の照会・出力管理機能。 ○地方税共通納税システムにおける納付情報の照会機能、データ集計機能、オンライン連携機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (国税連携システム(eLTAX)、審査システム(eLTAX) * 媒体等での連携のため本市の他のシステムとの接続はしていない。)</p>
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	庁内連携システム(統合DB・システム間連携基盤、汎用電子計算機を含む)
②システムの機能	<p>1. 庁内連携機能 ○各システム間のデータ連携を集約する。</p> <p>2. 統合データベース機能 ○各業務システムのデータベースの一部(個人番号を除く)を副本として保持する。</p> <p>3. コード変換機能 各業務システム間で送受信される電文のコード変換を行い、システム間データ連携を円滑にする。</p> <p>4. データ編集機能 ○システム間で連携されるデータ等を加工(一部は汎用電子計算機を用いる)し、出力する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[○] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (個人番号連携サーバ)</p>

システム9	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<p>当事務において使用権限がある機能のみ記載。</p> <p>1. 地方公共団体システム機構への情報照会 ○全国サーバ・県サーバに対して、個人番号または基本4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>2. 税務システムからの依頼情報にもとづき機関別符号生成を行い、中間サーバへ連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
システム10	
①システムの名称	個人住民税課税システム(「税務システム」と同義)
②システムの機能	<p>1. 課税対象者管理機能 ○賦課期日(1/1)時点において、本市に課税権のある住民に関する情報を管理する。</p> <p>2. 課税資料データ管理機能 ○市申告書、確定申告書、回送資料、公的年金等支払報告書、給与支払報告書の課税資料データの個人特定及び管理を行う。</p> <p>3. 賦課情報管理機能 ○賦課決定した所得・控除・税額等の情報を管理する。 ○特別徴収義務者(事業者)は特別徴収税額等の情報を管理する。</p> <p>4. 期割情報管理機能 ○住民税の徴収方法や納期・納期毎の税額の情報を管理する。</p> <p>5. 異動・更正処理機能 ○所得、控除等に変更が生じた場合に住民税更正処理を行う。 ○特別徴収者の退職等により異動が生じた場合に住民税徴収方法変更処理を行う。</p> <p>6. 扶養情報管理機能 ○課税資料データから把握できる扶養関係の情報を管理する。</p> <p>7. 通知書発行機能 ○普通徴収に関する通知書や特別徴収に関する通知書を発行する。</p> <p>8. 証明書発行機能 ○納税者(個人)単位で、非課税をも含む課税・非課税・所得証明書を発行する。</p> <p>9. 他団体への通知機能 ○法令等で定められている通知書(他団体あてに地方税法第294条第3項に基づく通知や税務署連絡せん等)を発行する。</p> <p>10. 公的年金特別徴収事務における、市と年金保険者との間で必要なデータの作成、取込を行う。</p> <p>11. 国税連携関係事務機能 ○国税庁から送られてきた確定申告書の内容の管理を行う。 ※10及び11について、eLTAXを通じて取得したデータを個人住民税課税システムに取り込む際には、媒体を介して行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (個人番号連携サーバ、課税原本資料イメージ管理システム)</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>○番号制度に係る税制上の対応として、課税資料等に個人番号の記載が求められ、納税者の所得情報等をより正確・効率的に把握した課税事務を行うため。</p> <p>○番号制度における情報連携において、他の番号事務実施者からの課税情報等の照会要求に対して、正確かつ迅速に応じる必要があるため。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>1. 納税者が各種申請を行う際に必要な課税証明書や各種所得控除等に係る添付書類が削減され、納税者の負担軽減につながる。</p> <p>2. 各種所得、納付情報をより正確かつ効率的に名寄せ・突合することができる。</p> <p>3. 所得の過少申告や税の不正還付等を効率的に防止・是正できる。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>法令上の根拠</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(「番号利用法」、この評価書では以下「番号法」という。)</p> <p>(1)第9条(利用範囲)および別表第1の16の項</p> <p>2. 地方税法その他の地方税に関する法令並びに川越市市税条例及び市税条例施行規則</p>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠</p> <p>(1)番号法第19条第7号 別表第二の第4欄にて「地方税関係情報」を提供するとされている項 別紙1参照のこと。</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二省令」という。) 別紙1を参照のこと。</p> <p>2. 情報照会の根拠</p> <p>番号法第19条第7号 別表第二の第1欄(情報照会者)が「市長村長」の項のうち、第2欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第3欄に掲げる者(情報提供者)に対し、第4欄に掲げる特定個人情報の提供と求めることができることとされている項(27項)</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
8. 他の評価実施機関	
-	

(別添1) 事務の内容

次期個人住民税課税システムの利用による事務の内容



(備考)

* 次期個人住民税課税システムの利用による事務の内容

①住民基本台帳情報の参照、宛名情報の作成及び連携

ア 住民基本台帳情報の参照

- ・既存住民基本台帳システムより住民基本台帳情報を取得し、住民税対象者情報(基本台帳:課税対象者・被扶養者等)を作成する。
- ・既存住民基本台帳システムより住民の異動情報を随時取得し、基本台帳に修正をかける。
- ・既存住民基本台帳システムより住民の異動情報を随時取得し、年金特別徴収の変更対象者を把握する。
- ・住民基本台帳ネットワークシステムを参照し、課税資料に記載のある者、その被扶養者等の個人番号、4情報及び住民登録地を確認する。

イ 宛名情報の作成及び連携

- ・住民基本台帳情報より宛名情報を作成・更新する。
- ・宛名情報に納税者等の通知書送付先や納税管理人の情報を登録し、管理する。
- ・住民登録外課税者の宛名情報を作成し、庁内連携システムへ連携する。

②課税資料の受付

ア 課税資料の取得のための準備

- ・市県民税の申告が必要と思われる者、給与支払者に市県民税申告書又は総括表(給与支払報告書)を送付する。

イ 課税資料の受付

- ・住民(納税義務者)より市・県民税申告書を受領する。
- ・国税庁より所得税の所得税申告書、法定調書を直接又はeLTAX経由で取得する。
- ・他自治体より本市の課税対象と思われる課税資料を直接又はeLTAX経由で取得する。
- ・他自治体より住民登録外課税通知(本市に住民登録があるが、他市で課税する旨)、寄付金税額控除に係る申告特例通知を直接又はeLTAX経由で取得する。
- ・年金支払者より公的年金支払報告書等を直接又はeLTAX経由で取得する。
(そのほか年金特別徴収に係る結果情報等の取得を随時行う。)
- ・給与支払者より給与支払報告書等を直接又はeLTAX経由で取得する。
(そのほか給与特別徴収に係る異動届出書や特別徴収への切替申請書の取得を随時行う。)

③課税資料の取込み

- ・紙媒体により直接受領した課税資料は、委託業者に依頼を行い、記載内容のパンチ及びデータ化を行う。
- ・eLAX経由及び電子記録媒体により電子データとして受付した課税資料とあわせて、住民税課税支援システムに取込む。
- ・住民税課税支援システムにおいて、個人番号・4情報をもとに対象者の特定を行う。

④税務調査

- ・課税資料に記載の対象者が特定できない場合、情報元への税務調査や住民基本台帳ネットワークシステムを確認し(①)、対象者の住民登録地を把握する。調査の結果、本市に住民登録はないが、居住実態により本市で住民登録外課税を行う者を特定する。
- ・受付を行った課税資料に不明点がある場合には、随時住民や国税庁、及び給与支払者に対して税務調査を行う。
- ・同様に国税庁や他自治体、年金支払者が本市へ行う税務調査に回答する。

⑤他自治体への連携

- ・調査の結果、他自治体に住民登録があると確認された者の課税資料を直接又はeLTAX経由により他自治体へ送付する。
- ・本市で住民登録外課税を行う対象者については、住民登録外課税通知を直接又はeLTAX経由により他自治体へ送付する。

⑥他業務システムからの税務関係情報(業務関係情報)の取得

- ・住民税の賦課決定に必要な生活保護、障害者情報を他業務システムから取得する。
- ・住民税の賦課決定に必要な住民税関係情報、生活保護、障害者情報を情報提供ネットワークシステムから取得する。
- ・住民税の徴収方法の決定を行うために、介護保険特別徴収情報を取得する。
- ・各申告受付に必要な各保険税(料)の徴収情報を他業務システムから取得する。

⑦賦課決定

- ・住民税課税支援システムにおいて、対象者ごとに課税資料を合算し、所得情報及び各種控除情報を統合した後、個人住民税課税システムへ連携する。
- ・個人住民税課税システムにおいて、必要な課税内容の補正を行った後、賦課決定を行う。

⑧賦課情報の提供

- ・賦課情報を収納管理システム、他業務システム、中間サーバへ連携する。
- ・住民(納税義務者)へ納税通知書(決定通知書)を送付する。
- ・扶養是正情報、住民税関係情報を直接又はeLTAX経由により国税庁へ送付する。
- ・本人確認用の特定個人情報ファイルをeLTAX経由により地方税ポータルセンタ(eLTAX)へ送付する。
- ・年金特別徴収に係る特別徴収税額通知をeLTAX経由により年金保険者へ送付する。
(年金特別徴収に係る停止通知、税額変更通知を随時送付する。)
- ・給与特別徴収に係る特別徴収税額通知を直接又はeLTAX経由により給与支払者へ送付する。
(納税通知書(決定通知書)や給与特別徴収に係る特別徴収税額通知書の作成は、委託業者に依頼を行い、印字・封入・封緘を行った後、住民(納税義務者)や給与支払者へ送付する。マイナンバーの取扱いはない。)

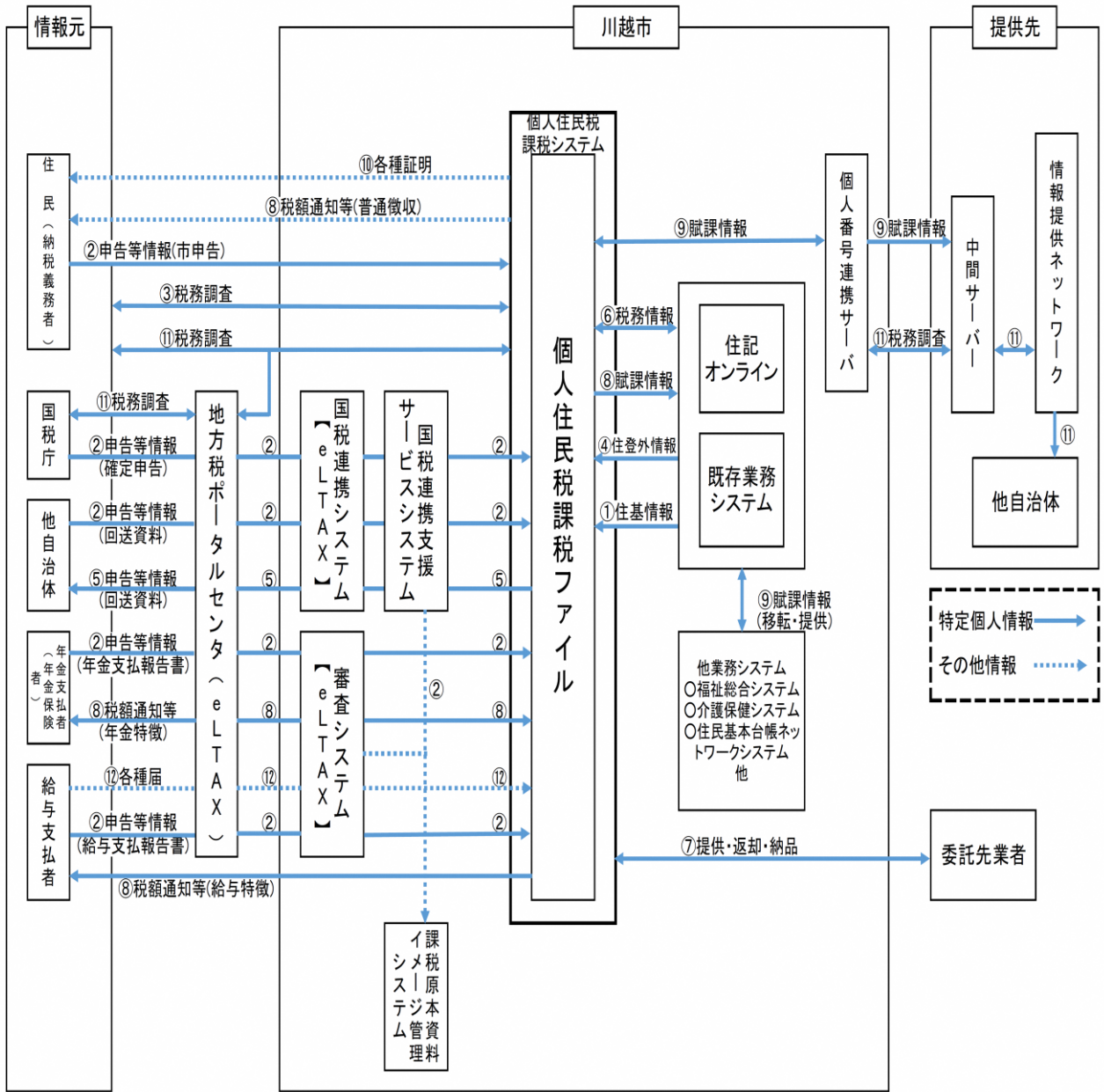
⑦ 賦課変更

- ・随時受付を行う課税資料(②)や税務調査(④)の結果、税額に変更が生じる場合には、賦課決定を再度行い、賦課情報の再提供を行う(⑧)。
- ・年金保険者より特別徴収結果情報等を取得した場合や給与支払者から異動届書や特別徴収への切替申請書を取得した場合には、徴収方法の変更を行い、賦課情報の再提供を行う(⑧)。

⑨各種証明書の発行

- ・住民(納税義務者)からの求めに応じて、課税・非課税証明書や所得証明書を発行する。

(別添1) 事務の内容



(備考)

本市の個人住民税(市・県民税)課税事務は、情報元から収集した申告等情報により電子データ化し、税務調査及び情報連携(移転・提供)を元に課税資料データを作成し、それらを統合・賦課決定した個人住民税課税ファイルを作成・管理する。

- ①住記オンラインから、住記情報を取得し対象者情報を作成する。
- ②情報元から提出される申告書等(市申告書・確定申告書・回送資料・年金支払報告書・給与支払報告書)情報を直接又は個人住民税課税システム以外のシステム(地方税ポータルセンタ(eLTAX))を経由して国税連携システム(eLTAX)・国税連携支援サービスシステム・課税原本資料イメージ管理システム・審査システム(eLTAX))経由で収集し、それらを画像及び数値を電子化(一部は委託先業者に申告書等のデータを提供し、数値の電子化の納品物と申告書等のデータの返却をうける。)した上で住記情報等で作成された課税対象者に申告等情報を紐付けし、それらを統合・賦課決定した個人住民税課税ファイルを作成する。
- ③申告等情報に該当する課税対象者が存在しない場合は、情報元への税務調査を行う。
- ④情報元への税務調査の結果、住民登録はないが川越市で課税となる(住登外課税)者は、住記オンラインより個人番号を取得するとともに課税対象者として登録し、再度2の処理を実施する。
- ⑤情報元への税務調査の結果、市外の納税義務者であることが判明した場合は、直接又は国税連携システム(eLTAX)や地方税ポータルセンタ(eLTAX)経由により、他自治体へ資料を回送する。
- ⑥既存業務システムより、生活保護情報等の賦課決定に必要な税務情報を取得すると同時に、住記オンラインや既存業務システムに税務情報を登録する。
- ⑦数種の課税資料データを統合し、賦課決定を行う。その賦課決定の内容の税額通知等作成のため、委託先業者に、②で作成した個人住民税課税ファイルの一部を提供し、委託業務完了後、納付書等の納品物とデータの返却を受ける。その後、住民のうちの納税義務者・年金支払者・給与支払者へ税額通知等を送付する。
- ⑧決定・通知された賦課情報は、個人住民税課税システムから直接個人番号連携サーバへ連携(移転又は提供)し、その個人番号連携サーバから中間サーバへ連携(移転又は提供)する。また、個人住民税課税システムから直接住記オンラインと既存業務システムへ連携(移転又は提供)する。その後、住記オンラインと既存業務システムに連携(移転又は提供)された賦課情報は、他業務システムと連携(移転又は提供)する。
- ⑨納税義務者やその扶養者からの請求に応じ、各種(課税・非課税・所得)証明を発行する。
- ⑩必要に応じ、川越市から情報元又は他自治体へ、国税庁又は他自治体から川越市へ税務調査を実施する。
- ⑪給与支払者(特別徴収義務者)又は納税義務者に関し、異動(納税義務者の就退職・支払者の所在地変更等)に応じ、各種届出を受ける。

※⑩の税務調査等により、決定された税額に賦課更正・賦課取消等の必要が生じた場合、速やかに⑤から⑦の処理を行う。

※②の申告等情報及び⑪の各種届において、住民以外の情報元から紙媒体により直接川越市へ提出されるものも存在する。

また、同様に⑤の他自治体への資料回送も紙媒体で実施されるものもある。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	○賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人で、所得に係る各種申告書等(市申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書)の提出があった者及びその扶養親族。 ○本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(市申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書)の提出があった者。
その必要性	個人住民税において公平かつ適正な課税を行うため。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1. 識別情報 対象者を正確に特定するために保有。 2. 連絡先等情報 対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録。 3. 業務関係情報 ○国税関係情報 申告書区分、納税者番号等を記録することにより、適正な課税を行うため。 ○地方税関係情報 所得、控除等を記録することにより、適正な課税を行うため。 ○医療保険関係情報 国民健康保険、後期高齢者医療保険の賦課徴収に関する情報を確認し、適正な課税を行うため。 ○障害者福祉関係情報 所得控除・非課税要件を確認し、適正な課税を行うため。 ○生活保護・社会福祉関係情報 個人住民税の非課税要件を確認し、適正な課税を行うため。 ○介護・高齢者福祉関係情報 介護保険の賦課徴収に関する情報を確認し、適正な課税を行うため。 ○年金関係情報 年金からの特別徴収税額を決定するため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	財政部 市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用					
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、生活福祉課、障害者福祉課、介護保険課、高齢・障害医療課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金保険者(日本年金機構のみ)、地方公共団体情報システム機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他の市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、年金保険者(日本年金機構を除く)) <input type="checkbox"/> その他 ()				
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX)(LGWAN))				
③入手の時期・頻度	1. 本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手 (1) 給与支払報告書、公的年金等支払報告書 ○毎年1月の報告書提出期間。他通年。 (2) 確定申告書、個人住民税申告書 ○毎年1月～3月の申告受付期間。他通年。 2. 他部署からの入手 (1) 各保険料の徴収情報 ○毎年1月の申告受付開始時期。 (2) 生活保護、障害者情報 ○控除要件の確認、減免、非課税判定を実施する場合。 (3) 介護保険年金特別徴収情報 ○対象者情報の判定時期(5月・7月) 3. 年金保険者からの入手 (1) 年金からの特別徴収情報 ○年金特別徴収対象者情報(5月) ○年金特別徴収結果通知(奇数月) ○年金特別徴収停止結果通知(毎月) ○年金特別徴収変更結果通知(7・8月を除く毎月) 4. 地方公共団体情報システム機構(住民基本台帳ネットワーク)からの入手 (1) 居住実態、住民登録地、識別情報 ○課税資料の受付において、又は被扶養者の調査が必要となった場合。 5. 情報提供ネットワークシステムからの入手 (1) 所得、控除、非課税判定に係る情報 ○課税内容の調査が必要となった場合。				
④入手に係る妥当性	地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3に基づき、本人からの申告書及び給与支払報告書又は公的年金等支払報告書より入手する。 番号利用法第14条第2項、同第19条第7号に基づき、調査が必要となった場合に限り、住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムより入手する。				
⑤本人への明示	上記「④入手に係る妥当性」に記載の法令等に明示されている。				
⑥使用目的 ※	課税の根拠となる課税資料を基に納税義務者の特定を行い適正な課税額の算出を行うため。				
	<table border="1"> <tr> <td>変更の妥当性</td> <td>—</td> </tr> </table>	変更の妥当性	—		
変更の妥当性	—				
⑦使用の主体	<table border="1"> <tr> <td>使用部署 ※</td> <td>市民税課、市民課、各市民センター、連絡所、証明センター</td> </tr> <tr> <td>使用者数</td> <td> <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> </td> </tr> </table>	使用部署 ※	市民税課、市民課、各市民センター、連絡所、証明センター	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	使用部署 ※	市民税課、市民課、各市民センター、連絡所、証明センター			
使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				
	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上				

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>1. 課税対象者の情報の管理 ○賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人で、所得に係る各種申告書等(市申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書)の提出があった者及びその扶養親族を登録し管理を行う。 ○本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(市申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書)の提出があった者を登録し管理を行う。 ○納税義務者より提出される課税資料を登録する。</p> <p>2. 課税事務 ○各種課税資料の合算を行い、徴収区分を決定し、課税額を決定する。 ○特別徴収義務者に対し、税額決定通知書を送付する。給与に係る特別徴収納税義務者に対しては、特別徴収義務者を通じて税額決定通知書を送付する。 ○普通徴収納税義務者及び年金に係る特別徴収納税義務者に対し、税額決定通知書を送付する。 ○住所・氏名のほか、個人番号が記載された地方税に係る申告書等データを審査システム(eLTAX)を通じて利用者より受け取る。 ○住所・氏名のほか、個人番号が記載された所得税申告書等データを国税連携システム(eLTAX)を通じて国税庁より受け取る。 ○受け取った電子データを閲覧・印刷する。 ○受け取った電子データを個人住民税課税システムに登録する。 ○個人住民税課税システムに登録された情報を基に、個人住民税の賦課及び徴収を行う。</p> <p>3. その他 ○納税義務者等からの請求に応じ、課税証明等を発行する。</p>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>○課税資料と本市保有情報を突合し、個人特定等を行っている。 ○課税情報と生活保護者情報を突合し、非課税者等の特定を行っている。</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>特定の個人が判別できる情報の統計や分析は行わず、調定、納税義務者数などの統計を作成する。</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>賦課決定、更正決定、減免決定。</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成28年1月1日</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (12) 件	
委託事項1	次期個人住民税課税システムの構築及び運用保守	
①委託内容	個人住民税課税システム・個人住民税課税支援システムの構築、システムの運用支援、障害発生時等の保守作業、法改正等に伴う改修作業。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※ 川越市に住民登録がある者。市外に住民登録を行っているが、居住地の川越市で課税を行う者・その被扶養者。納税管理人等として送付先の対象となる者。	
その妥当性	公平・公正な個人住民税課税事務の遂行にあたっては、個人住民税課税システムの安定的な運用が不可欠であり、当該システムの円滑な構築、保守、運用を行う上で、市県民税に係る課税対象者及びその被扶養者のデータベースを含むシステム上のあらゆる情報を取り扱う必要があるため。	
③委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁内での作業。)	
⑤委託先名の確認方法	確認できる。(事前に公表されていないものについては、問合せがあれば回答可能)	
⑥委託先名	日立システムズ 株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報、再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。
	⑨再委託事項	個人住民税課税システム・個人住民税課税支援システムの構築、データ移行業務、システムの運用支援・法改正対応に伴う改修業務の一部。

委託事項3		市・県民税申告書等のデータパンチ
①委託内容		市県民税申告書・寄付金税額控除に係る申告特例通知書の記載内容をパンチし、データ化を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	市内及び市外在住の課税対象者、市外在住の被扶養者。
	その妥当性	多数の市県民税申告書等の記載内容を迅速かつ正確にパンチし、個人住民税課税システムへ取込むため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		確認できる。(事前に公表されていないものについては、問合せがあれば回答可能)
⑥委託先名		株式会社アクト・ジャパン
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項4		特別徴収税額通知書の作成、封入封緘(個人番号は取扱わない)
①委託内容		特別徴収税額通知書のデータ印刷、裁断、圧着及び封入封緘。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特別徴収義務のある事業所に勤務する給与所得者及び個人事業主。
	その妥当性	多数の納入義務者(事業所)に送付する特別徴収税額通知書を正確かつ迅速に印字・封入・封緘を行うため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (LGWAN)
⑤委託先名の確認方法		確認できる。(事前に公表されていないものについては、問合せがあれば回答可能)
⑥委託先名		AGS株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報、再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。
	⑨再委託事項	封入・封緘業務

委託事項5		市県民税納税通知書等の作成、封入封緘(個人番号は取扱わない)
①委託内容		市県民税納税通知書、市県民税申告書のデータ印刷、裁断及び封入封緘。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者、納税管理人等として送付先の対象となる者。
	その妥当性	多数の納税義務者に送付する納税通知書を正確かつ迅速に印字・封入・封緘を行うため。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (LGWAN)
⑤委託先名の確認方法		確認できる。(事前に公表されていないものについては、問合せがあれば回答可能)
⑥委託先名		AGS株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報、再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。
	⑨再委託事項	封入・封緘業務

委託事項6～10		
委託事項6	審査システム及び国税連携システム(eLTAX)のサービス提供・運用に関する業務	
①委託内容	審査システム及び国税連携システム(eLTAX)のサービス提供・運用保守に関する業務。電子申告審査・国税連携支援サービスの提供・運用保守に関する業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <small><選択肢></small> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※ eLTAXを利用して申告する納税者、給与所得者及び公的年金等受給者、所得税申告者、寄付金税額控除に係る申告特例対象者等。	
	その妥当性 審査サーバ、国税連携サーバを委託共同型により利用することで、eLTAXの効率的な運用を図れる。データ連携サービス等、追加サービスの利用により補正を行った確定申告書等のデータを取込むことで効率的な課税事務を行うことができる。	
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN)	
⑤委託先名の確認方法	確認できる。(事前に公表されていないものについては、問合せがあれば回答可能)	
⑥委託先名	TKC株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※ <input type="checkbox"/> 再委託しない <small><選択肢></small> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項7		個人住民税課税事務補助
①委託内容		当初課税時期における課税資料の郵便開封、整理・点検・補記、課税資料の補正、課税対象者の特定作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	市内及び市外在住の課税対象者、市外在住の被扶養者。
	その妥当性	大量に到達する課税資料を正確かつ迅速に点検し、データパンチ作業の準備を行うため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (庁内での作業。)
⑤委託先名の確認方法		確認できる。(事前に公表されていないものについては、問合せがあれば回答可能)
⑥委託先名		トッパン・フォームズ株式会社 埼玉営業所
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項8		庁内連携システムの構築、運用支援及び保守業務
①委託内容		庁内連携システム(統合DB・システム間連携基盤)の構築、運用支援及び障害発生時の保守業務等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	川越市に住民登録がある者。市外に住民登録を行っているが、居住地の川越市で課税を行う者・その被扶養者。納税管理人等として送付先の対象となる者。
	その妥当性	庁内連携及び情報連携の安定稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者に委託する。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁内での作業。)
⑤委託先名の確認方法		確認できる。(事前に公表されていないものについては、問合せがあれば回答可能)
⑥委託先名		富士通・富士通リース共同企業体
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報、再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。
	⑨再委託事項	システム間連携基盤の構築及び運用保守業務の一部

委託事項9		庁内連携システムの構築、運用支援及び保守業務													
①委託内容		庁内連携システム(汎用電子計算機)の構築、運用支援及び障害発生時の保守業務等													
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 特定個人情報ファイルの全体</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2) 特定個人情報ファイルの一部</td> <td></td> </tr> </table>		<選択肢>		1) 特定個人情報ファイルの全体		2) 特定個人情報ファイルの一部							
<選択肢>															
1) 特定個人情報ファイルの全体															
2) 特定個人情報ファイルの一部															
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 1万人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2) 1万人以上10万人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3) 10万人以上100万人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4) 100万人以上1,000万人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5) 1,000万人以上</td> <td></td> </tr> </table>		<選択肢>		1) 1万人未満		2) 1万人以上10万人未満		3) 10万人以上100万人未満		4) 100万人以上1,000万人未満		5) 1,000万人以上	
<選択肢>															
1) 1万人未満															
2) 1万人以上10万人未満															
3) 10万人以上100万人未満															
4) 100万人以上1,000万人未満															
5) 1,000万人以上															
	対象となる本人の範囲 ※	川越市に住民登録がある者。市外に住民登録を行っているが、居住地の川越市で課税を行う者・その被扶養者。納税管理人等として送付先の対象となる者。													
	その妥当性	庁内連携の安定稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者に委託する。													
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人未満 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>		<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上				
<選択肢>															
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満														
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満														
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上														
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (庁内での作業。)													
⑤委託先名の確認方法		確認できる。(事前に公表されていないものについては、問合せがあれば回答可能)													
⑥委託先名		株式会社エヌアイデイ													
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table>		<選択肢>		1) 再委託する	2) 再委託しない								
	<選択肢>														
	1) 再委託する	2) 再委託しない													
⑧再委託の許諾方法															
⑨再委託事項															

委託事項10		庁内連携システムの構築、運用支援及び保守業務
①委託内容		庁内連携システム(汎用電子計算機)の構築、運用支援及び障害発生時の保守業務等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	川越市に住民登録がある者。市外に住民登録を行っているが、居住地の川越市で課税を行う者・その被扶養者。納税管理人等として送付先の対象となる者。
	その妥当性	庁内連携の安定稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者に委託する。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁内での作業。)
⑤委託先名の確認方法		確認できる。(事前に公表されていないものについては、問合せがあれば回答可能)
⑥委託先名		CSSクレセント株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項11～15		
委託事項11	電算入力データパンチ業務	
①委託内容	課税資料等の記載内容をパンチし、データ化を行う(補完作業)。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※ 川越市に住民登録がある者。市外に住民登録を行っているが、居住地の川越市で課税を行う者・その被扶養者。	
	その妥当性 多数の課税資料等の記載内容を迅速かつ正確にパンチし、個人住民税課税システムへ取込むため。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	確認できる。(事前に公表されていないものについては、問合せがあれば回答可能)	
⑥委託先名	株式会社KSソリューションズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項12		個人住民税課税システムの保守・運用・改修
①委託内容		個人住民税課税システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出、税制改正等に伴う改修作業。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	個人住民税課税システムに情報が記録されている、市・県民税の課税権を市が有する者・市に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
	その妥当性	個人住民税課税事務の遂行にあたっては、市県民税の公平・公正な賦課に必要な範囲の特定個人情報を保有している個人住民税課税システムの安定的な運営が不可欠であり、当該システムの円滑な保守・運用・改修業務を行う上で、市県民税に係る納税義務者及び課税調査対象者のデータベース等を含むシステム上のあらゆる情報を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁内で端末作業を行うため、提供はない。)
⑤委託先名の確認方法		確認できる。(事前に公表されていないものについては、問合せがあれば回答可能)
⑥委託先名		富士通株式会社関東支社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報、再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。
	⑨再委託事項	上記①委託内容と同様。
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (63) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (27) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法別表第2(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号
②提供先における用途	別紙1のとおり
③提供する情報	番号法別表第2における地方税に関する特定個人情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法別表第2における地方税に関する特定個人情報の連携対象者の範囲
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2～5	
提供先2	○厚生労働大臣(日本年金機構) ○厚生労働大臣(日本年金機構)を経由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団 ○地方公務員共済組合連合会を経由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、札幌市職員共済組合、川崎市職員共済組合、横浜市職員共済組合、名古屋市職員共済組合、京都市職員共済組合、大阪市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州市職員共済組合、福岡市職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の5第1項、第321条の7の7第2項等
②提供先における用途	年金所得に係る個人住民税を年金給付の支払をする際に特別徴収して納付する
③提供する情報	個人番号、4情報、年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨、回数割特別徴収税額、特別徴収対象年金給付の種類並びに当該年金保険者の名称、特別徴収対象年金給付の額
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	高齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の納税義務者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	○特別徴収税額通知 年1回(7月) ○年金特別徴収停止通知 年12回 ○年金特別徴収税額変更通知 年10回

提供先3	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、地方税法第317条
②提供先における用途	所得税の更正決定
③提供する情報	個人番号、4情報、市県民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって、本市が所得を計算して個人住民税を課した所得税申告者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	該当者が判明した都度
提供先4	他の市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第12号
②提供先における用途	個人住民税の賦課徴収
③提供する情報	本市で賦課しない者に係る給与支払報告書、公的年金等支払報告書、所得税申告書等データ
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市で賦課しない、給与の支払いを受けた者、公的年金等の支払いを受けた者及び所得税申告者等
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	他市区町村が賦課する者であったことが判明した都度

提供先5	給与支払者(行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人、民間事業者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4
②提供先における用途	給与所得に係る個人住民税を給与の支払をする際に特別徴収して納付する
③提供する情報	個人番号、4情報、給与所得に係る特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与の支払を受けている納税義務者のうち特別徴収の方法によって徴収する者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (LGWAN、インターネット回線)
⑦時期・頻度	特別徴収税額通知5月ほか随時
提供先6～10	
提供先6	教育委員会教育財務課
①法令上の根拠	番号法第19条第9号、川越市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「条例」という。)第5条第1項第1号
②提供先における用途	学校教育法第19条の規定により、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒(それぞれ同法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。)の保護者(同法第16条に規定する保護者をいう。)に対し、必要な援助を行うことに関する事務であって規則で定めるもの
③提供する情報	市・県民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当該援助の申請者等
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

提供先7	教育委員会教育財務課
①法令上の根拠	番号法第19条第9号、条例第5条第1項第1号
②提供先における用途	川越市学童保育室条例による保育の実施に関する事務であって規則で定めるもの
③提供する情報	市・県民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当該保育に係る保育料減免の申請者等
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	健康管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第4条第3項
②移転先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	市・県民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	小児慢性特定疾病医療費の支給対象者等
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先2～5	
移転先2	保育課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第4条第3項
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	市・県民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該給付費の支給対象者等
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先3	こども家庭課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第4条第3項
②移転先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	市・県民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	助産及び母子生活支援の要保護者等
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先4	健康管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第4条第3項
②移転先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	市・県民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該給付の対象者等
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先5	障害者福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第4条第2項	
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	市・県民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害福祉サービス、障害者支援施設等の利用者等	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時	
移転先6～10		
移転先6	生活福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第4条第3項	
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	市・県民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護受給者等	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時	

移転先7	建築住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第4条第3項
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③移転する情報	市・県民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	公営住宅入居者等
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先8	国民健康保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第4条第3項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③移転する情報	市・県民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者等
⑥移転方法	[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先11～15	
移転先11	高齢者いきがい課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第4条第3項
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	市・県民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該措置の対象者等
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先12	こども家庭課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第4条第3項
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	市・県民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該貸付けの対象者等
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先13	こども家庭課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第4条第3項
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	市・県民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該措置の対象者等
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先14	こども家庭課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第4条第3項
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	市・県民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該給付金の支給対象者等
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先15	障害者福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第4条第3項	
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	市・県民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該手当の支給対象者等	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時	
移転先16～20		
移転先16	健康管理課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第4条第3項	
②移転先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	市・県民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該費用の徴収対象者等	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時	

移転先17	こども政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第4条第3項
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	市・県民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当受給者等
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先18	高齢・障害医療課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第4条第3項
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	市・県民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療保険被保険者等
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先19	生活福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第4条第3項
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の目立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	市・県民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該支援給付の対象者等
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先20	介護保険課、高齢者いきがい課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第4条第3項
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	市・県民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者等
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	<p>1. 紙及び電子媒体における措置 (1)特定個人情報の記載されている申告書や給与支払報告書等の紙や電子媒体については、市民税課において、施錠できる場所に保管する。また、紙の申告書等については、年度が切り替わった場合、前年度のものを市で契約している保管業者に保管を依頼する。</p> <p>2. 個人住民税課税システムにおける措置 (1)データセンターにおいては、セキュリティゲートにて入退館管理をしている施設内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 (2)本市施設内においては、個人認証により、権限を持つ限られた者のみ入室ができる区画に設置されたサーバ内に保管している。</p> <p>3. 審査システム(eLTAX)のサーバ及び国税連携システム(eLTAX)における措置 (1)有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、さらに生体認証による入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置した施錠したラック内に保管する。 (2)また、サーバ室の入退室については、システム管理者が許可した者に限定しており、サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>4. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 (2)特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>																			
②保管期間	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">期間</td> <td style="padding: 5px;"> [6年以上10年未満] <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">＜選択肢＞</td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">1) 1年未満</td> <td style="padding: 2px;">2) 1年</td> <td style="padding: 2px;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">4) 3年</td> <td style="padding: 2px;">5) 4年</td> <td style="padding: 2px;">6) 5年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">7) 6年以上10年未満</td> <td style="padding: 2px;">8) 10年以上20年未満</td> <td style="padding: 2px;">9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">10) 定められていない</td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その妥当性</td> <td style="padding: 5px;">地方税法の更正、決定等の期間制限の規定に基づき、保存期間を定めている。</td> </tr> </table>	期間	[6年以上10年未満] <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">＜選択肢＞</td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">1) 1年未満</td> <td style="padding: 2px;">2) 1年</td> <td style="padding: 2px;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">4) 3年</td> <td style="padding: 2px;">5) 4年</td> <td style="padding: 2px;">6) 5年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">7) 6年以上10年未満</td> <td style="padding: 2px;">8) 10年以上20年未満</td> <td style="padding: 2px;">9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">10) 定められていない</td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	＜選択肢＞			1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない			その妥当性	地方税法の更正、決定等の期間制限の規定に基づき、保存期間を定めている。
期間	[6年以上10年未満] <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">＜選択肢＞</td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">1) 1年未満</td> <td style="padding: 2px;">2) 1年</td> <td style="padding: 2px;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">4) 3年</td> <td style="padding: 2px;">5) 4年</td> <td style="padding: 2px;">6) 5年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">7) 6年以上10年未満</td> <td style="padding: 2px;">8) 10年以上20年未満</td> <td style="padding: 2px;">9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">10) 定められていない</td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	＜選択肢＞			1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない						
＜選択肢＞																				
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年																		
4) 3年	5) 4年	6) 5年																		
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上																		
10) 定められていない																				
その妥当性	地方税法の更正、決定等の期間制限の規定に基づき、保存期間を定めている。																			
③消去方法	<p>1. 紙及び電子媒体における措置 (1)保存期間を過ぎた申請書・帳票等、紙媒体の特定個人情報については、機密性を確保するために溶解処理等を行い廃棄する。 (2)保存期間を過ぎた申請書・帳票等、電子媒体の特定個人情報については、そのデータを削除する等復元できない状態にした上で廃棄する。</p> <p>2. 個人住民税課税システムにおける措置 (1)保存年限の過ぎた特定個人情報については、システム上の削除処理を実施する。</p> <p>3. 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置 (1)審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)のデータは、税務システムへの連携(又は印刷)が終了し、賦課決定を行うなどした結果、保管の必要がなくなったときに削除権限を有する市民税課職員が手作業でデータを消去する。 (2)情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。</p> <p>4. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1)特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 (2)ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>																			

7. 備考

移転先21	保健予防課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第4条第3項
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	市・県民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	医療費公費負担の対象者等
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先22	障害者福祉課、健康管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第4条第3項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	市・県民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	自立支援給付の支給対象者等
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先23	こども政策課、保育課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第4条第3項
②移転先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	市・県民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [1万人以上10万人未満] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p> </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	施設型給付費の支給申請者等
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>[<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 紙</p> </div> </div>
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先24	高齢・障害医療課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第4条第2項
②移転先における用途	川崎市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者に対する医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	市・県民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [1万人未満] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p> </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	重度心身障害者に対する医療費助成金の支給対象者等
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>[<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 紙</p> </div> </div>
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先25	障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第4条第2項
②移転先における用途	川越市在宅心身障害者手当支給条例による在宅心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	市・県民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	在宅心身障害者手当の支給対象者等
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先26	こども政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第4条第2項
②移転先における用途	川越市ひとり親家庭等医療費支給条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	市・県民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	ひとり親家庭等医療費の支給対象者等
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先27	こども政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第4条第2項
②移転先における用途	学校教育法第1条に規定する幼稚園(子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を除く。)又はこれに準ずる施設として市長が認めるもの(以下「幼稚園等」という。)の設置者に対する補助金であって、当該設置者が行う当該幼稚園等において保育する幼児に係る授業料その他の費用の減額又は免除に対するものの交付に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	市・県民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	幼稚園就園奨励費補助金の交付対象者等
⑥移転方法	<p><input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 電子メール</p> <p><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 専用線</p> <p><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p><input type="checkbox"/> 紙</p>
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

次期個人住民税課税システム等における記録項目

No	1. 宛名関連ファイル	No	1. 宛名関連ファイル	No	1. 宛名関連ファイル
1	自治体コード	71	転入前住所	141	口座番号
2	個人番号	72	転入前住所地番	142	通帳番号末番
3	履歴番号	73	転入前住所方書カナ	143	預金種別区分
4	サブ履歴番号	74	転入前住所方書漢字	144	名義人カナ
5	初期登録業務日時	75	転入前部屋番号	145	名義人漢字
6	更新業務日時	76	宛名郵便番号	146	掲載希望区分
7	更新システム日時	77	宛名住所コード	147	口座優先区分
8	更新コンピュータ名	78	宛名県名付加区分	148	備考 160
9	更新ユーザID	79	宛名住所	149	ソート順
10	有効フラグ	80	宛名地番	150	納管人個人番号
11	決裁状態	81	宛名方書カナ	151	納管人区分
12	旧自治体コード	82	宛名方書漢字	152	納管人開始年月日
13	現居住地コード	83	宛名部屋番号	153	納管人終了年月日
14	使用業務コード	84	宛名前漢字地番数値	154	送付開始年月日
15	同定フラグ	85	宛名地番数値1	155	送付終了年月日
16	住民区分	86	宛名地番数値2	156	送付先氏名カナ
17	住民日	87	宛名地番数値3	157	送付先氏名漢字
18	住民届出日	88	宛名後漢字地番数値	158	送付先郵便番号
19	住定日	89	宛名行政区コード	159	送付先住所コード
20	実定日	90	宛名自治会コード	160	送付先住所
21	個人法人区分	91	宛名町内会コード	161	送付先住所地番
22	法人種別区分	92	宛名小学校区コード	162	送付先方書カナ
23	共有者フラグ	93	宛名中学校区コード	163	送付先方書漢字
24	世帯番号	94	宛名住所変更フラグ	164	送付先部屋番号
25	世帯主氏名カナ	95	生年月日	165	送付先漢字地番数値
26	世帯主氏名漢字	96	生年月日不詳フラグ	166	送付先地番数値1
27	氏名カナ	97	元号フラグ	167	送付先地番数値2
28	氏名漢字	98	性別区分	168	送付先地番数値3
29	編集済氏名カナ	99	続柄コード	169	送付先後漢字地番数値
30	編集済氏名漢字	100	続柄名称漢字	170	送付先行政区コード
31	旧氏名カナ	101	外国人通称氏名カナ	171	法人番号
32	旧氏名漢字	102	外国人通称氏名漢字	172	システム内統合宛名番号
33	検索用氏名カナ	103	外国人本名カナ	173	情報提供フラグ
34	検索用氏名漢字	104	外国人本名		
35	検索用旧氏名カナ	105	宛名消除区分		
36	検索用旧氏名漢字	106	亡者フラグ	No	2. 賦課ファイル
37	国籍コード	107	宛名異動事由コード	1	自治体コード
38	現住所郵便番号	108	異動日	2	個人番号
39	現住所コード	109	異動届出日	3	対象年度
40	現住所県名付加区分	110	宛名増減事由コード	4	履歴番号
41	現住所	111	増減異動日	5	サブ履歴番号
42	現住所地番	112	記載順位	6	初期登録業務日時
43	現住所方書カナ	113	混合世帯番号	7	更新業務日時
44	現住所方書漢字	114	任意世帯番号	8	更新システム日時
45	現住所部屋番号	115	親事業所コード	9	更新コンピュータ名
46	現住所前漢字地番数値	116	特徴指定番号	10	更新ユーザID
47	現住所地番数値1	117	共有者人数	11	有効フラグ
48	現住所地番数値2	118	法人代表者氏名漢字	12	決裁状態
49	現住所地番数値3	119	登録資格区分	13	旧自治体コード
50	現住所後漢字地番数値	120	個人履歴番号	14	履歴判定
51	現住所行政区コード	121	宛名ソートキー	15	徴収区分
52	現住所自治会コード	122	電話番号ID	16	決議年月日
53	現住所町内会コード	123	電話番号	17	住民税異動区分コード
54	現住所小学校区コード	124	編集電話番号	18	異動年月日
55	現住所中学校区コード	125	公開所属ID	19	住民税整理番号
56	本籍地住所	126	電話番号区分	20	賦課資料区分コード
57	転出先郵便番号	127	ユーザ名	21	書式区分
58	転出先住所コード	128	所属名	22	無職無収入コード
59	転出先住所	129	業務ID	23	均等割区分
60	転出先地番	130	備考 60	24	均等割パターン番号
61	転出先方書カナ	131	税目コード	25	入力区分
62	転出先方書漢字	132	口座登録区分	26	営業所得額
63	転出先部屋番号	133	申込年月日	27	農業所得額
64	転出先漢字地番数値	134	振替区分	28	その他事業所得額
65	転出先地番数値1	135	開始年月日	29	不動産所得額
66	転出先地番数値2	136	廃止年月日	30	利子所得額
67	転出先地番数値3	137	口座停止日	31	配当所得フラグ
68	転出先後漢字地番数値	138	停止解除日	32	配当所得額
69	転入前住所郵便番号	139	銀行コード	33	株式配当所得額
70	転入前住所コード	140	支店コード	34	公募外貨配当所得額

No	2. 賦課ファイル	No	2. 賦課ファイル	No	2. 賦課ファイル
35	公募他配当所得額	105	平均課税対象金額	175	控対配該当コード
36	その他配当所得額	106	免税所得額	176	配偶者区分
37	所得税配当所得額	107	肉用牛売却価格	177	配特有無区分フラグ
38	所得税株式配当所得額	108	肉用牛免税対象所得額	178	配偶者特別控除額
39	所得税公募外債配当所得額	109	肉用牛免税対象外所得額	179	所得税配偶者特別控除額
40	所得税公募他配当所得額	110	非課税所得額	180	配偶者合計所得金額
41	所得税その他配当所得額	111	申告0円所得区分01	181	扶養一般該当人数
42	給与所得額	112	申告0円所得区分02	182	扶養年少該当人数
43	主たる給与支払額	113	申告0円所得区分03	183	扶養特定該当人数
44	従たる給与支払額	114	申告0円所得区分04	184	扶養老人該当人数
45	給与支払額内専従者給与額	115	申告0円所得区分05	185	扶養同居老人該当人数
46	特定支出控除額	116	申告0円所得区分06	186	扶養特障該当人数
47	雑所得額	117	申告0円所得区分07	187	扶養同居特障該当人数
48	公的年金支払額	118	申告0円所得区分08	188	扶養普障該当人数
49	年金雑所得額	119	申告0円所得区分09	189	未成年該当コード
50	その他雑所得額	120	申告0円所得区分10	190	老年者該当コード
51	総合譲渡短期所得額	121	最高所得区分	191	寡婦該当コード
52	総合譲渡短期差引額	122	総所得金額	192	障害者該当コード
53	総合譲渡長期所得額	123	合計所得金額	193	勤労学生該当コード
54	総合譲渡長期差引額	124	総所得金額等	194	住民税申告区分
55	総合譲渡分特別控除額	125	所得税総所得金額	195	本専区分
56	総合譲渡特別設定フラグ	126	所得税合計所得金額	196	配専区分
57	総合譲渡逆算フラグ	127	所得税総所得金額等	197	青色専従該当人数
58	一時所得額	128	総所得損通所得額	198	白色専従該当人数
59	一時差引額	129	総合短期損通所得額	199	専従者控除額
60	総合一時所得額	130	総合長期損通所得額	200	繰越損失額
61	短期一般所得額	131	短期一般損通所得額	201	純損失額
62	短期一般差引額	132	短期軽減損通所得額	202	譲渡繰越損失額
63	短期一般特別控除額	133	長期一般損通所得額	203	雑損失額
64	短期軽減所得額	134	長期特定損通所得額	204	特定株式損失額
65	短期軽減差引額	135	長期軽減損通所得額	205	当年純損失額
66	短期軽減特別控除額	136	長期特別損通所得額	206	当年譲渡繰越損失額
67	長期一般所得額	137	土地等雑損通所得額	207	当年雑損失額
68	長期一般差引額	138	超短期損通所得額	208	当年特定株式損失額
69	長期一般特別控除額	139	山林損通所得額	209	前純損失額
70	長期特定所得額	140	株式譲渡損通所得額	210	前譲渡繰越損失額
71	長期特定差引額	141	商品先物取引損通所得額	211	前雑損失額
72	長期特定特別控除額	142	退職損通所得額	212	前特定株式損失額
73	長期軽減所得額	143	所得税総所得損通所得額	213	前々純損失額
74	長期軽減差引額	144	所得税総合短期損通所得額	214	前々譲渡繰越損失額
75	長期軽減特別控除額	145	所得税総合長期損通所得額	215	前々雑損失額
76	長期特別所得額	146	所得税短期一般損通所得額	216	前々特定株式損失額
77	長期特別差引額	147	所得税短期軽減損通所得額	217	所得税総所得課税額
78	長期特別特別控除額	148	所得税長期一般損通所得額	218	所得税短期一般課税額
79	土地等雑所得額	149	所得税長期特定損通所得額	219	所得税短期軽減課税額
80	超短期所得額	150	所得税長期軽減損通所得額	220	所得税長期一般課税額
81	株式譲渡所得額	151	所得税長期特別損通所得額	221	所得税長期特定課税額
82	株式譲渡一般分所得額	152	所得税土地等雑損通所得額	222	所得税長期軽減課税額
83	株式譲渡新規公開分所得額	153	所得税超短期損通所得額	223	所得税長期特別課税額
84	株式譲渡特別控除額	154	所得税株式譲渡損通所得額	224	所得税土地等雑課税額
85	商品先物取引所得額	155	所得税商品先物取引損通所得額	225	所得税超短期課税額
86	山林所得額	156	所得税山林損通所得額	226	所得税株式課税額
87	山林特別控除額	157	所得税退職損通所得額	227	所得税商品先物取引課税額
88	退職所得額	158	雑損控除額	228	所得税山林課税額
89	退職所得控除額	159	医療費控除額	229	所得税退職課税額
90	退職支払額	160	社会保険料控除額	230	総所得所得税額
91	市町村源泉退職所得割額	161	小規模共済控除額	231	短期一般所得税額
92	都道府県源泉退職所得割額	162	生命保険料控除額	232	短期軽減所得税額
93	勤続年数	163	所得税生命保険料控除額	233	長期一般所得税額
94	就職年月日	164	生命保険料支払額	234	長期特定所得税額
95	退職年月日	165	個人年金保険料支払額	235	長期軽減所得税額
96	総合退職所得額	166	損害保険料控除額	236	長期特別所得税額
97	総合退職所得控除額	167	所得税損害保険料控除額	237	土地等雑所得税額
98	特例適用条文1	168	損害保険料支払額	238	超短期所得税額
99	特例適用条文2	169	長期損害保険料支払額	239	株式所得税額
100	特例適用条文3	170	寄付控除フラグ	240	商品先物取引所得税額
101	変動所得額	171	寄付控除額	241	山林所得税額
102	前年変動所得額	172	所得税寄付金控除額	242	退職所得税額
103	前々年変動所得額	173	合計控除額	243	所得税配当控除額
104	臨時所得額	174	所得税合計控除額	244	住宅借入金特別控除額

No	2. 賦課ファイル	No	2. 賦課ファイル	No	2. 賦課ファイル
245	その他特別控除額	315	都道府県特別減税前所得割額	385	標準税率市町村所得割
246	定率控除前所得割額	316	都道府県定率控除前所得割額	386	標準税率市町村所得割端数切捨
247	所得税災害減免額	317	都道府県均等割額	387	標準税率市町村均等割
248	所得税外国税額控除額	318	都道府県民税額	388	標準税率都道府県総所得
249	所得税特別減税額	319	課税非課税区分コード	389	標準税率都道府県山林
250	所得税定率控除額	320	所得割非課税フラグ	390	標準税率都道府県退職
251	定率控除後所得税額	321	均等割非課税フラグ	391	標準税率都道府県算出所得割
252	所得税額	322	年税額	392	標準税率都道府県調整額
253	所得税額チェックフラグ	323	市町村所得割減免額	393	標準税率定率控除前都道府県所得割
254	総所得課税額	324	市町村均等割減免額	394	標準税率定率控除後都道府県所得割額
255	短期一般課税額	325	都道府県所得割減免額	395	標準税率都道府県65歳以上の特例控除額
256	短期軽減課税額	326	都道府県均等割減免額	396	標準税率都道府県所得割
257	長期一般課税額	327	予備金額1	397	標準税率都道府県所得割端数切捨
258	長期特定課税額	328	予備金額2	398	標準税率都道府県均等割
259	長期軽減課税額	329	予備金額3	399	政党等寄付金特別控除額
260	長期特別課税額	330	予備金額4	400	耐震改修特別控除額
261	土地等雑課税額	331	予備金額5	401	住宅借入金特別控除可能額
262	超短期課税額	332	予備項目1	402	市町村住宅借入金特別控除可能額
263	株式課税額	333	予備項目2	403	都道府県住宅借入金特別控除可能額
264	商品先物取引課税額	334	予備項目3	404	市町村税源移譲減額
265	山林課税額	335	予備項目4	405	都道府県税源移譲減額
266	退職課税額	336	予備項目5	406	標準税率市町村税源移譲減額
267	市町村総所得所得割額	337	退避用履歴判定	407	標準税率都道府県税源移譲減額
268	市町村短期一般所得割額	338	株式譲渡上場所得額	408	国税更正日
269	市町村短期軽減所得割額	339	所得税株式譲渡上場所得額	409	登録区分
270	市町村長期一般所得割額	340	所得税株式譲渡所得額	410	寄附金控除自治体分
271	市町村長期特定所得割額	341	株式譲渡フラグ	411	寄附金控除都道府県指定分
272	市町村長期軽減所得割額	342	株式譲渡上場損通所得額	412	寄附金控除市町村指定分
273	市町村長期特別所得割額	343	所得税株式譲渡上場損通所得額	413	内私的年金支払額
274	市町村土地等雑所得割額	344	株式上場課税額	414	住民税年金種別
275	市町村超短期所得割額	345	所得税株式上場課税額	415	基礎控除対象フラグ
276	市町村株式所得割額	346	肉牛軽減課税額	416	市町村寄附金控除額
277	市町村商品先物取引所得割額	347	市町村株式上場所得割額	417	都道府県寄附金控除額
278	市町村山林所得割額	348	都道府県株式上場所得割額	418	内年金フラグ
279	市町村退職所得割額	349	市町村肉牛軽減所得割額	419	内特徴フラグ
280	市町村算出所得割額	350	都道府県肉牛軽減所得割額	420	三徴収フラグ
281	市町村配当控除額	351	株式上場所得税額	421	居住開始年月日
282	市町村外国税額控除額	352	肉牛軽減所得税額	422	住宅控除区分
283	市町村調整額	353	株式含む合計所得金額	423	住宅借入金残高
284	市町村特別減税額	354	先物取引損失額	424	居住開始年月日2
285	市町村定率控除額	355	当年先物取引損失額	425	住宅控除区分2
286	市町村免税額	356	前年先物取引損失額	426	住宅借入金残高2
287	市町村所得割額	357	前々先物取引損失額	427	山林純損失額
288	市町村端数切捨所得割額	358	配当割控除額	428	当年山林純損失額
289	市町村特別減税前所得割額	359	株式譲渡割控除額	429	前山林純損失額
290	市町村定率控除前所得割額	360	市町村定率控除後所得割額	430	前々山林純損失額
291	市町村均等割額	361	都道府県定率控除後所得割額	431	株式配当損失額
292	市町村民税額	362	控除超過額	432	分離配当所得額
293	都道府県総所得所得割額	363	居住用特定譲渡所得額	433	分離配当損通所得額
294	都道府県短期一般所得割額	364	居住用特定損失額	434	所得税分離配当損通所得額
295	都道府県短期軽減所得割額	365	市町村株式譲渡配当割控除額	435	投資等税額控除額
296	都道府県長期一般所得割額	366	都道府県株式譲渡配当割控除額	436	所得税肉牛軽減課税額
297	都道府県長期特定所得割額	367	市町村65歳以上の特例控除額	437	所得税分離配当課税額
298	都道府県長期軽減所得割額	368	都道府県65歳以上の特例控除額	438	分離配当課税額
299	都道府県長期特別所得割額	369	市町村調整控除額	439	所得税分離配当所得額
300	都道府県土地等雑所得割額	370	都道府県調整控除額	440	市町村分離配当所得割額
301	都道府県超短期所得割額	371	市町村控除不足額	441	都道府県分離配当所得割額
302	都道府県株式所得割額	372	都道府県控除不足額	442	年金本徴収フラグ
303	都道府県商品先物取引所得割額	373	市町村内充当額	443	年金仮徴収月数
304	都道府県山林所得割額	374	都道府県内充当額	444	年金仮徴収期別税額
305	都道府県退職所得割額	375	市町村外充当額	445	控除不足反映済額
306	都道府県算出所得割額	376	都道府県外充当額	446	徴収税額特徴分
307	都道府県配当控除額	377	標準税率市町村総所得	447	市町村所得割額特徴分
308	都道府県外国税額控除額	378	標準税率市町村山林	448	市町村均等割額特徴分
309	都道府県調整額	379	標準税率市町村退職	449	都道府県所得割額特徴分
310	都道府県特別減税額	380	標準税率市町村算出所得割	450	都道府県均等割額特徴分
311	都道府県定率控除額	381	標準税率市町村調整額	451	徴収税額普徴分
312	都道府県免税額	382	標準税率定率控除前市町村所得割	452	市町村所得割額普徴分
313	都道府県所得割額	383	標準税率定率控除後市町村所得割額	453	市町村均等割額普徴分
314	都道府県端数切捨所得割額	384	標準税率市町村65歳以上の特例控除	454	都道府県所得割額普徴分

No	2. 賦課ファイル	No	3. 扶養ファイル	No	4. 仮徴収ファイル
455	都道府県均等割額普徴分	20	合計所得入力フラグ	66	期別17期税額
456	徴収税額半額年金分	21	決議起因決議用処理年月日	67	賦課年度17
457	市町村所得割額半額年金分			68	納期限17
458	市町村均等割額半額年金分			69	期別18期税額
459	都道府県所得割額半額年金分	No	4. 仮徴収ファイル	70	賦課年度18
460	都道府県均等割額半額年金分	1	通知書番号	71	納期限18
461	徴収税額年金分	2	徴収データ内連番	72	収納過年度更正フラグ
462	市町村所得割額年金分	3	徴収データ内サブ連番	73	充当額
463	市町村均等割額年金分	4	事業所個人番号	74	還付額
464	都道府県所得割額年金分	5	住民税受給者番号	75	期別06月01期充当
465	都道府県均等割額年金分	6	普徴事業所番号	76	期別07月02期充当
466	標準税率徴収税額特徴分	7	住民税異動事由コード ¹	77	期別08月03期充当
467	標準税率市町村所得割額特徴分	8	住民税異動事由コード ²	78	期別09月04期充当
468	標準税率市町村均等割額特徴分	9	還付加算用住民税更正事由	79	期別10月05期充当
469	標準税率都道府県所得割額特徴分	10	法定納期限等	80	期別11月06期充当
470	標準税率都道府県均等割額特徴分	11	変更開始月期	81	期別12月07期充当
471	標準税率徴収税額普徴分	12	徴収済み期	82	期別01月08期充当
472	標準税率市町村所得割額普徴分	13	併徴普徴変更期	83	期別02月09期充当
473	標準税率市町村均等割額普徴分	14	併徴普徴徴収済み期	84	期別03月10期充当
474	標準税率都道府県所得割額普徴分	15	随時処理フラグ	85	期別04月11期充当
475	標準税率都道府県均等割額普徴分	16	差引課税額	86	期別05月12期充当
476	標準税率徴収税額半額年金分	17	既課税額	87	期別13期充当
477	標準税率市町村所得割額半額年金分	18	期別06月01期税額	88	期別14期充当
478	標準税率市町村均等割額半額年金分	19	賦課年度01	89	期別15期充当
479	標準税率都道府県所得割額半額年金分	20	納期限01	90	期別16期充当
480	標準税率都道府県均等割額半額年金分	21	期別07月02期税額	91	期別17期充当
481	標準税率徴収税額年金分	22	賦課年度02	92	期別18期充当
482	標準税率市町村所得割額年金分	23	納期限02	93	返戻01期
483	標準税率市町村均等割額年金分	24	期別08月03期税額	94	返戻課税年度01
484	標準税率都道府県所得割額年金分	25	賦課年度03	95	返戻納期限01
485	標準税率都道府県均等割額年金分	26	納期限03	96	返戻02期
486	年金内訳切替フラグ	27	期別09月04期税額	97	返戻課税年度02
487	徴収税額変更フラグ	28	賦課年度04	98	返戻納期限02
488	特徴内訳保有フラグ	29	納期限04	99	返戻03期
489	編集用予備項目	30	期別10月05期税額	100	返戻課税年度03
490	新生命保険料支払額	31	賦課年度05	101	返戻納期限03
491	新個人年金保険料支払額	32	納期限05	102	返戻04期
492	介護保険料支払額	33	期別11月06期税額	103	返戻課税年度04
493	予備金額6	34	賦課年度06	104	返戻納期限04
494	予備金額7	35	納期限06	105	返戻05期
495	予備金額8	36	期別12月07期税額	106	返戻課税年度05
496	予備金額9	37	賦課年度07	107	返戻納期限05
497	予備金額10	38	納期限07	108	差引課税額年金分
498	予備項目6	39	期別01月08期税額	109	期別06月01期税額年金分
499	予備項目7	40	賦課年度08	110	期別07月02期税額年金分
500	予備項目8	41	納期限08	111	期別08月03期税額年金分
501	予備項目9	42	期別02月09期税額	112	期別09月04期税額年金分
502	予備項目10	43	賦課年度09	113	期別10月05期税額年金分
		44	納期限09	114	徴収税額特徴内訳分
		45	期別03月10期税額	115	市町村所得割額特徴内訳分
No	3. 扶養ファイル	46	賦課年度10	116	市町村均等割額特徴内訳分
1	処理状況コード ¹	47	納期限10	117	都道府県所得割額特徴内訳分
2	決議フラグ	48	期別04月11期税額	118	都道府県均等割額特徴内訳分
3	最新判定	49	賦課年度11		
4	仮最新判定	50	納期限11		
5	退避最新判定	51	期別05月12期税額	No	5. 基本台帳ファイル
6	通番	52	賦課年度12	1	地域台帳番号
7	決議用処理年月日	53	納期限12	2	世帯台帳番号
8	世帯外区分該当コード ¹	54	期別13期税額	3	個人台帳番号
9	扶養者個人番号	55	賦課年度13	4	世帯番号
10	配偶者個人番号	56	納期限13	5	混合世帯番号
11	扶養専従区分該当コード ¹	57	期別14期税額	6	氏名カナ
12	扶養区分該当コード ¹	58	賦課年度14	7	編集済氏名カナ
13	障害者区分該当コード ¹	59	納期限14	8	氏名漢字
14	同居特障区分該当コード ¹	60	期別15期税額	9	編集済氏名漢字
15	同居老人区分該当コード ¹	61	賦課年度15	10	宛名郵便番号
16	専従区分該当コード ¹	62	納期限15	11	宛名住所コード ¹
17	専従申告区分該当コード ¹	63	期別16期税額	12	宛名住所
18	専従者給与入力フラグ	64	賦課年度16	13	宛名地番
19	専従者給与所得額	65	納期限16	14	宛名地番数値1

No	5. 基本台帳ファイル	No	6. メモ課税事由ファイル
15	宛名地番数値2	4	課税事由別郵便番号
16	宛名地番数値3	5	課税事由別住所コード
17	宛名方書カナ	6	課税事由別住所
18	宛名方書漢字	7	課税事由別地番
19	世帯主氏名カナ	8	課税事由別方書カナ
20	世帯主氏名漢字	9	課税事由別方書
21	性別区分		
22	生年月日		
23	元号フラグ	No	8. 納税者・利用届出ファイル
24	続柄コード	1	電申税目区分
25	続柄名称漢字	2	納税者ID
26	電話番号	3	処理番号
27	宛名行政区コード	4	処理番号連番
28	住民区分	5	出力処理番号
29	宛名消除区分	6	出力区分
30	宛名増減事由コード	7	削除区分
31	増減異動日	8	eLTAX手続ID
32	記載順位	9	作成区分
33	旧氏名カナ	10	法人個人区分
34	旧氏名漢字	11	法人格名称
35	外国人本名	12	前後区分
36	検索用氏名カナ	13	法人名称カナ
37	検索用旧氏名カナ	14	法人名称漢字
38	溯り異動対象区分フラグ	15	本支店区分
39	溯り対象判定年月日	16	事業所名称カナ
		17	事業所名称
		18	本店所在地住所
No	6. メモファイル	19	本店所在地方書
1	使用区分	20	氏名
2	住民税M#01	21	住所
3	住民税M#02	22	代理人属性コード
4	住民税M#03	23	区税事務所コード
5	住民税M#04	24	申告先税目有効区分
6	住民税M#05	25	審査結果区分
7	住民税M#06	26	eLTAX受付番号
8	住民税M#07	27	申告受付日時
9	住民税M#08	28	取込処理日
10	住民税M#09	29	性別
11	住民税M#10	30	代表者氏名漢字
12	住民税M#11	31	代表者住所
13	住民税M#12	32	地方公共団体コード
14	住民税M#13	33	確定処理日
15	住民税M#14	34	電申警告フラグ
16	住民税M#15		
17	M#注意フラグ		
18	海外出張開始年月日	No	9. 申告明細情報ファイル
19	海外出張終了年月日	1	申告書ステータス
20	市内家族個人番号	2	明細書ステータス
21	市内家族M#氏名カナ	3	eLTAX申告区分
22	市内家族M#氏名漢字	4	eLTAX申告受付番号
23	申告書送付有無コード	5	XML連番
24	申告書適用年月日	6	XML情報
25	申告書送付理由コード		
26	申告書送付M#		
27	指定徴収区分		
28	徴収事業所番号		
29	住登外仮登録フラグ		
30	原票番号		
31	課税294条該当コード		
32	生保該当フラグ		
33	証明書発行停止フラグ		
34	294条通知発送有無フラグ		
35	294条通知自治体コード		
36	294条通知自治体名称		
No	7. メモ課税事由ファイル		
1	課税事由連番		
2	課税事由M#コード		
3	課税事由別住所区分		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

■住民税マスタファイル(全記録項目:2339項目、[重複なし:1150項目])

【賦課情報】(記録項目数:204項目、[重複なし:58項目])

年度、宛名コード、連番、徴収区分、賦課レコード状態、処理コード、更正事由、異動年月日、済期、開始期、済月、開始月、更新年月日、更新時分、消除区分、資料区分、給与合算区分、受給者番号、非課税区分、控対配区分、配特区分、扶養同老人数、扶養老人数、扶養他人数、扶養特定人数、障害同特人数、障害特人数、障害他人数、扶障配合区分、本人特障、本人他障、夫あり、未成年、老年者、寡婦一般、寡婦特別、寡夫、勤労学生、本人専従区分、事業所家屋敷区分、均等割区分、本人希望徴収区分、青色申告区分、専従配偶者、専従人数、生活保護該当区分、所得控除件数、所得控除区分、所得控除額、分離譲渡条文区分、分離譲渡条文コード、月割額、月別特徴指定番号、月別特徴個人番号、期割額、自治体識別コード、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【賦課溢れ情報】(記録項目:206項目、[重複なし:8項目])

年度、宛名コード、連番、徴収区分、所得控除区分、所得控除額、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【異動情報】(記録項目:11項目、[重複なし:11項目])

年月度、宛名コード、更新日付、更新時刻、課税年度、処理コード、更新年月日、異動後賦課連番、プリントフラグ、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【従業員情報】(記録項目:7項目、[重複なし:11項目])

年度、特徴指定番号、特徴個人番号、宛名コード、従業員状態、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【事業所基本情報】(記録項目:32項目、[重複なし:10項目])

年度、特徴指定番号、連番、宛名コード、特徴最終個人番号、特徴月割額、特徴月別人員、特徴通知日、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【事業所管理情報】(記録項目:18項目、[重複なし:10項目])

特徴指定番号、宛名コード、納入書発送区分、納期特例区分、納特開始年月、納特終了年月、給報受付年月日、給報受付枚数、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【個人基本情報】(記録項目:77項目、[重複なし:41項目])

年度、宛名コード、宛名区分、性別、生年月日、和暦生年月日、世帯コード、続柄コード、生活保護該当区分、本人専従区分、事業所家屋敷区分、被扶養区分、障害者区分、寡婦区分、寡夫区分、個人コメント、賦課氏名カナ、賦課氏名漢字、賦課住所区分、賦課住所コード、賦課住所番地、賦課住所枝番、賦課住所小枝番、賦課住所、賦課住所方書、新規フラグ、本人希望徴収区分、世帯外被扶養区分、世帯外扶養区分、世帯外扶養宛名C、世帯外扶養氏名、住申発送区分、未申告区分、自治体識別コード、扶養否認区分、扶養否認宛名C、扶養否認続柄、扶養対象宛名C、扶養対象氏名、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【個人基本メモ情報】(記録項目:8項目、[重複なし:5項目])

年度、宛名コード、個人基本メモ、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【過年度情報】(記録項目:19項目、[重複なし:19項目])

課税年度、宛名コード、連番、枝番、調定年度、過年度増分税額、異動前普徴均等割市、異動前普徴均等割県、異動前普徴所得割市、異動前普徴所得割県、異動後普徴均等割市、異動後普徴均等割県、異動後普徴所得割市、異動後普徴所得割県、過年度納期限、過年度通知日、賦課連番、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【資料情報】(記録項目:119項目、[重複なし:51項目])

年度、資料区分、資料番号、宛名コード、氏名カナ、生年月日、特徴指定番号、特徴個人番号、受給者番号、控対配有区分、控対配老区分、配特区分、扶養同老人数、扶養老人数、扶養他人数、扶養特定人数、障害同特人数、障害特人数、障害他人数、扶障配合区分、本人特障、本人他障、夫あり、未成年、老年者、寡婦一般、寡婦特別、寡夫、勤労学生、本人専従区分、中途就退区分、中途就退年月日、事業所家屋敷区分、均等割区分、本人希望徴収区分、青色申告区分、乙欄区分、専従配偶者、専従人数、生活保護該当区分、次年度住申発送、所得控除件数、所得控除区分、所得控除額、分離譲渡条文区分、分離譲渡条文コード、警告コード、エラーコード、電話番号、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【資料溢れ情報】(記録項目:65項目、[重複なし:7項目])

年度、資料区分、資料番号、所得控除区分、所得控除額、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【賦課計算基礎値情報】(記録項目:783項目、[重複なし:319項目])

年度、基礎控除、配偶者控除一般、配偶者控除老人、扶養控除一般、扶養控除同居老、扶養控除同特、扶養控除同特加算、扶養控除特定、扶養控除特定同特、障害者控除普通、障害者控除特別、寡婦控除、寡婦加算控除、寡夫控除、勤労学生控除、老年者控除、生命保険控除額、一般生保控除額、個人年金分控除額、損害保険料控除額、地震保険料控除額、損保短期控除額、損保長期控除額、障害者非課税限度額、未成年非課税限度額、老年者非課税限度額、寡婦非課税限度額、寡夫非課税限度額、所得割調整基準額、所得割調整加算額、老年者控除限度額、学生控除限度額、学生控除不労限度額、寡婦控除所得限度額、寡婦加算控除所得限度額、寡夫控除所得限度額、医療控除限度額、配偶者特別控除所得額、配偶者特別控除額、配偶者扶養所得限度額、白専配偶者控除額、白専その他控除額、総合譲渡特控限度額、一般所得特控限度額、山林所得特控限度額、寄付金限度率、寄付金差引限度額、市区町村均等割、都道府県均等割、均等割非課税限度額、均等割非課税加算額、市区町村課税標準額、市区町村税率、市区町村速算控除、都道府県課税標準額、都道府県税率、都道府県速算控除、所一基礎控除、所一配偶者控除一般、所一配偶者控除老人、所一扶養控除一般、所一扶養控除老人、所一扶養控除同居老、所一扶養控除同特、所一扶養控除同特加算、所一扶養控除特定、所一扶養控除特定同特、所一障害者控除普通、所一障害者控除特別、所一寡婦控除、所一寡婦加算控除、所一寡夫控除、所一勤労学生控除、所一老年者控除、所一生命保険控除額、所一一般生保控除額、所一個人年金分控除額、所一損害保険料控除額、所一地震保険料控除額、所一損保短期控除額、所一損保長期控除額、所一配偶者所得額、所一配偶者特別控除額、所一住宅取得控除額、所一耐震改修控除額、所一青色特別控除額、所一青色特控簡易、所一寄付金限度率、所一寄付金差引限度額、所得税課税標準額、所得税率、所得税速算控除、超短十地市区

町村、超短土地都道府県、超短土地国、土地等市区町村、土地等都道府県、土地等国、分短一般市区町村、分短一般都道府県、分短一般国、分短軽減市区町村、分短軽減都道府県、分短軽減国、分長一般市区町村以下、分長一般都道府県以下、分長一般国以下、分長一般市区町村超、分長一般都道府県超、分長一般国超、分長特定市区町村以下、分長特定都道府県以下、分長特定国以下、分長特定市区町村超、分長特定都道府県超、分長特定国超、分長特定市区町村、分長特定都道府県、分長特定国、分長軽課市区町村以下、分長軽課都道府県以下、分長軽課国以下、分長軽課市区町村超、分長軽課都道府県超、分長軽課国超、分長一般市区町村加算、分長一般都道府県加算、分長一般国加算、分長一般境界値、分長特定市区町村加算、分長特定都道府県加算、分長特定国加算、分長特定境界値、分長軽課市区町村加算、分長軽課都道府県加算、分長軽課国加算、分長軽課境界値、肉売額市区町村、肉売額都道府県、肉売額国、有価証券市区町村、有価証券都道府県、有価証券国、超短土地比較率、土地等比較率、分短一般比較率、配当控除市控除率以下、配当控除市控除率超、配当控除県控除率以下、配当控除県控除率超、所一配当控除率以下、所一配当控除率超、配当控除境界値、平均変動臨時以上率、平均変動臨時以下率、特別減税率、特別減税限度額、特別減税開始月、特別減税額本人、特別減税額配偶、特別減税額扶養、所一特別減税率、所一特別減税限度額、所一特別減税額本人、所一特別減税額配偶、所一特別減税額扶養、所一外貨建配当率以下、外貨建配当市率以下、外貨建配当県率以下、所一外貨建配当率超、外貨建配当市率超、外貨建配当県率超、所一その他配当率以下、その他配当市率以下、その他配当県率以下、所一その他配当率超、その他配当市率超、その他配当県率超、先物取引市区町村、先物取引都道府県、先物取引国、所一生命定数、所一生命率、所一生命加算数、所一個年定数、所一個年率、所一個年加算数、生命所住変換定数、生命所住変換率、生命所住変換加算額、個年所住変換定数、個年所住変換率、個年所住変換加算額、所一損保短期定数、所一損保短期率、所一損保短期加算額、所一損保長期定数、所一損保長期率、所一損保長期加算額、損保短期変換定数、損保短期変換率、損保短期変換加算額、損保長期変換定数、損保長期変換率、損保長期変換加算額、公年金以上定数、公年金以上定数超、公年金以上控除額、公年金以上率、公年金以上率超、公年金以上加算額、公年金以上加算額超、公年金未満足定数、公年金未満足定数超、公年金未満足控除額、公年金未満足率、公年金未満足率超、公年金未満足加算額、公年金未満足加算額超、所一配特範囲控有定数、所一配特控有控除額、所一配特範囲控無定数、所一配特控無控除額、配特範囲控有定数、配特控有控除額、配特範囲控無定数、配特控無控除額、給与収入範囲、給与収入範囲超、給与所得分子、給与所得分子超、給与所得分母、給与所得分母超、給与所得定数、給与所得定数超、給与中間切捨有無、給与中間切捨有無超、期数、市区町村区分、都道府県区分、敬称区分、上場株式市区町村、上場株式都道府県、上場株式国、株式報告書市区町村、株式報告書都道府県、株式報告書国、配当割分市区町村、配当割分都道府県、配当割分母、配当割端数区分、株式譲渡割分市区町村、株式譲渡割分都道府県、株式譲渡割分母、株式譲渡割端数区分、人の控除判定額、人の控除限度額、人の控除率、切替日、住借控除限度額、上場株式配当市区町村、上場株式配当都道府県、上場株式配当国、新生命保険控除額、新一般生保控除額、介護医療保険控除額、新個人年金分控除額、所一新生命保険控除額、所一新一般生保控除額、所一介護医療保険控除額、所一新個人年金分控除額、所一新生命定数、所一新生命率、所一新生命加算数、所一介護医定数、所一介護医率、所一介護医加算数、所一新個年定数、所一新個年率、所一新個年加算数、住一生命定数、住一生命率、住一生命加算数、住一個年定数、住一個年率、住一個年加算数、住一新生命定数、住一新生命率、住一新生命加算数、住一介護医定数、住一介護医率、住一介護医加算数、住一新個年定数、住一新個年率、住一新個年加算数、生命所支変換定数、生命所支変換率、生命所支変換加算額、個年所支変換定数、個年所支変換率、個年所支変換加算額、新生命所支変換定数、新生命所支変換率、新生命所支変換加算額、介護医所支変換定数、介護医所支変換率、介護医所支変換加算額、新個年所支変換定数、新個年所支変換率、新個年所支変換加算額、生命保険控除逆算区分、復興特別所得税率、特支出控給与収入値、特支出控給与所得控除値、拡張領域、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【上昇率情報】(記録項目:33項目、[重複なし:33項目])

年度、給与収入、公的年金収入、営業所得、農業所得、他事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、投信配当所得、雑所得、一時所得、総短所得、総長所得、超短土地所得、土地等所得、分短一般、分短軽減、分長一般、分長特別、分長軽課、山林所得、退職所得、株式譲渡益、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、共済等掛金控除、住民税寄付金支払、損害保険所得税控除、生命保険所得税控除、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【年月度情報】(記録項目:6項目、[重複なし:6項目])

年月度一締日、年月度一年月度、年月度一特徴通知日、年月度一普徴発送日、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【異動累積情報】(記録項目:16項目、[重複なし:16項目])

連番、現在件数、最大件数、警告件数、処理区分、処理年月日、処理時刻、端末名、職員コード、宛名コード、特徴指定番号、課税年度、メンテ区分、異動前後、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【賦課マスタ情報】(記録項目:440項目、[重複なし:344項目])

年度、宛名コード、連番、徴収区分、賦課レコード状態、処理コード、更正事由、異動年月日、済期、開始期、済月、開始月、更新年月日、更新時分、消除区分、資料区分、給与合算区分、受給者番号、非課税区分、控対配区分、配特区分、扶養同老人数、扶養老人数、扶養他人数、扶養特定人数、障害同特人数、障害特人数、障害他人数、扶障配合区分、本人特障、本人他障、夫あり、未成年、老年者、寡婦一般、寡婦特別、寡夫、勤労学生、本人専従区分、事業所家屋敷区分、均等割区分、本人希望徴収区分、青色申告区分、専従配偶者、専従人数、生活保護該当区分、余白一賦課、給与収入、専従給与収入、配当割、株式譲渡割、公的年金収入、総合雑、特徴分年金収入、収入一予備、営業所得、農業所得、他事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、投信配当所得、雑所得、一時所得一特後、総短所得一特後、総長所得一特後、免税所得、肉牛売却所得、変動所得、臨時所得、変超所得、変動臨時前年、変動臨時前前年、超短土地所得、土地等所得、分短一般一特後、分短軽減一特後、分長一般一特後、分長特定一特後、分長軽減一特後、分長軽課一特後、山林所得一特後、退職所得、居住用財産損失、肉牛売却額、譲渡益、譲渡一時所得、特定居住用譲渡損、外貨建て証券投信、その他証券投信、商品先物取引所得、上場株式所得、株報告書所得、上場株式配当所得、所得税配当所得、非課税所得、所得ゼロコード、総合譲渡一特前、一時所得一特前、分短一般一特前、分短軽減一特前、分長一般一特前、分長特定一特前、分長軽減一特前、分長軽課一特前、山林所得一特前、特前一予備、分短一般一条文、分短軽減一条文、分長一般一条文、分長特定一条文、分長軽減一条文、分長軽課一条文、繰越損失一純、繰越損失一雑、総合譲渡短一特控、総合譲渡長一特控、みなし繰越損失、投資リース控除、特定支出控除額、専従控除合計、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、共済等掛金控除、寄付金控除、一般生保所得税控除、一般生命保険支払、生保除所得税控除、個人年金支払、損保長期支払、損保短期支払、生命保険料控除民税入力、損害保険控除民税入力、配偶特別控除民税入力、ふるさと寄附金、共募日赤寄附金、都道府県寄附金、市区町村寄附金、控除一予備、損害保険控除国、所得税寄付金控除、所得税配特控除、住宅取得控除、配当控除、外国税額控除、個人年金所得税控除、損保長期所得税控除、損

保短期所得税控除、住宅耐震改修控除、電子申告等控除、寄附金控除市、寄附金控除県、所得税控除予備、繰越損失一株式、繰越損失一先物、勤労所得、不労所得、差引所得税額、所得税額、給与所得、公的年金所得、生命保険料控除、障害者控除、老年者控除、寡婦控除、寡夫控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶特別控除、扶養控除、基礎控除、一般生保民税控除、個人年金民税控除、損害保険民税控除、損保長期民税控除、損保短期民税控除、所得控除一予備、適用控除合計、本人勤労所得、本人不労所得、翌年度繰越損失、総所得、非課税判定所得計、課税所得計、扶養判定所得計、超短土地一繰後、土地等一繰後、分短一般一繰後、分短軽減一繰後、分長一般一繰後、分長特定一繰後、分長軽減一繰後、分長軽減一繰後、分長軽減一繰後、山林一繰後、譲渡益一繰後、退職一繰後、平均対象額、平均調整所得、平均特別所得、平均平均税率市、平均平均税率県、平均調整所得市、平均調整所得県、平均特別所得市、平均特別所得県、総所得一課税、超短土地一課税、土地等一課税、分短一般一課税、分短軽減一課税、分長一般一課税、分長特定一課税、分長軽減一課税、分長軽減一課税、山林所得一課税、証券所得一課税、退職所得一課税、先物所得一課税、上場株式一課税、株式配当一課税、課税一予備、株式配当一繰後、上場株式一繰後、先物所得一繰後、総所得金額等、総所得市一算出、総所得県一算出、超短土地市一算出、超短土地県一算出、土地等市一算出、土地等県一算出、分短一般市一算出、分短一般県一算出、分短軽減市一算出、分短軽減県一算出、分長一般市一算出、分長一般県一算出、分長特定市一算出、分長特定県一算出、分長軽減市一算出、分長軽減県一算出、分長軽減市一算出、分長軽減県一算出、山林所得市一算出、山林所得県一算出、肉売価額市一算出、肉売価額県一算出、証券所得市一算出、証券所得県一算出、退職所得市一算出、退職所得県一算出、先物所得市一算出、先物所得県一算出、上場株式市一算出、上場株式県一算出、株式配当市一算出、株式配当県一算出、算出一予備、配当控除市、配当控除県、所得割調整市、所得割調整県、差引所得割市、差引所得割県、配当割市、配当割県、株式譲渡割市、株式譲渡割県、配当割等還付額、軽減区分、軽減申請、その他情報、老年者特例控除市、老年者特例控除県、外国税額控除市、外国税額控除県、減免前所得割市、減免前所得割県、減免前均等割市、減免前均等割県、減免所得割市、減免所得割県、減免均等割市、減免均等割県、年税額、年税所得割市、年税所得割県、年税均等割市、年税均等割県、特徴税額、特徴所得割市、特徴所得割県、特徴均等割市、特徴均等割県、普徴税額、普徴所得割市、普徴所得割県、普徴均等割市、普徴均等割県、前納報奨金、特別減税所得割市、特別減税所得割県、計算値老年者区分、警告コード、エラーコード、特徴指定番号、特徴個人番号、氏名カナNH、生年月日、自治体識別コード、控除判定合計所得、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、配当割等充当額、控除不足額、人的控除額市、人的控除額県、住借特別控除可能、住借特別控除額、住借税額控除市、住借税額控除県、所得変動軽減額、所得変動軽減額市、所得変動軽減額県、納付書区分、年金特徴税額、年金特徴所得割市、年金特徴所得割県、年金特徴均等割市、年金特徴均等割県、年金特徴普徴税額、新住借特別控除可能額、新住借区分、新住居開始年月日、新一年末残高、ユーザ拡張領域、ユーザ拡張領域余白、月割額、月別特徴指定番号、月別特徴個人番号、期割額、年金特徴回数割額、余白

【公的年金支払報告情報】(記録項目:66項目、[重複なし:50項目])

年度、資料区分、資料番号、宛名コード、レコード区分、市町村コード、特別徴収義務者コード、通知内容コード、作成年月日、生年月日、性別、氏名カナ、氏名漢字、郵便番号、住所カナ、住所漢字、支払金額、源泉徴収金額、本人特障、本人他障、控対配区分、控対配老区分、扶養特定人数、扶養老人数、扶養他人数、障害特人数、障害他人数、社会保険料金額、障害同特人数、支払年分、特別寡婦、寡婦寡夫、扶養年少人数、法定資料の種類、本支店等区分番号、提出義務者の住所又は所在地、提出義務者の氏名又は名称、提出義務者の電話番号、整理番号、提出者の住所又は所在地、提出者の氏名又は名称、訂正表示、国外住所表示、未払金額、未徴収金額、老年者、摘要、受給者番号、指定番号、予備

【年金受給者情報】(記録項目:49項目、[重複なし:34項目])

年度、基礎年金番号、連番、特徴該当フラグ、宛名コード、市町村コード、特別徴収義務者コード、通知内容コード、特別徴収制度コード、作成年月日、年金コード、生年月日、性別コード、氏名カナ、氏名シフトコード、氏名、郵便番号、住所カナ、住所シフトコード、住所、各種区分、処理結果、各種年月日、各種金額、予備、年金保険者用整理番号、仮徴収額月、捕捉依頼結果、月特徴処理結果、処理結果期割フラグ、検索用氏名カナ、作成更新日、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【年金連携情報】(記録項目:12項目、[重複なし:12項目])

年月度、宛名コード、通知内容コード、連番、各種区分、各種年月日、結果取込日、処理済フラグ、異動通知処理日、特徴停止理由コード、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【他業務年金特徴管理情報】(記録項目:37項目、[重複なし:30項目])

年度、業務区分、基礎年金番号、通知内容コード、連番、対象年月、市町村コード、特別徴収義務者コード、特別徴収制度コード、作成年月日、年金コード、生年月日、性別コード、氏名カナ、氏名シフトコード、氏名、郵便番号、住所カナ、住所、住所シフトコード、各種区分、処理結果、各種年月日、各種金額、予備、年金保険者用整理番号、個人コード一個人番号、作成更新日、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【年金特徴支払回数割情報】(記録項目:12項目、[重複なし:7項目])

年度、宛名コード、連番、徴収区分、年金特徴期、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【年金特徴仮徴収情報】(記録項目:10項目、[重複なし:8項目])

年度、宛名コード、連番、徴収区分、年金特徴期、自治体識別コード、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【給与報告支払書納税者ID】(記録項目:8項目、[重複なし:8項目])

年度、特徴指定番号、納税者ID、給報取込日、税通出力日、表示区分、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【コード情報1】(記録項目:9項目、[重複なし:9項目])

コードID、コード、名称、名称、開始年、終了年、賦課、資料、表示

【システム管理情報】(記録項目:56項目、[重複なし:8項目])

年度、最終証明書番号、証明書番号フラグ、資料番号採番区分、最終資料区分、最終資料番号、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【アクセスログ情報】(記録項目:15項目、[重複なし:13項目])

アクセス日付、アクセス時刻、端末名、職員番号、業務コード、処理コード、画面ID、住民票コード、個人コード、世帯コード、国保記号番号、基礎年金番号、車両コード

【証明書ジャーナル情報】(記録項目:12項目、[重複なし:12項目])

課税年度、証明書番号、証明書名称、証明書発行日、納税義務者宛名コード、賦課期日氏名、賦課期日住所、公印フラグ、職員番号、端末番号、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【不均一課税基礎値情報】(記録項目:8項目、[重複なし:8項目])

年度、旧自治体識別コード、市区町村均等割、均等割非課税限度額、均等割非課税加算額、期数、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【共有情報情報】(記録項目:2項目、[重複なし:2項目])

識別子、領域

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

個人住民税課税ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容

1. 本人等からの入手

- 住民から申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行い、対象者であることを確認している。
- 情報入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。
- 申告が代理人であった場合には、代理権確認書類等の提示を求めることで、申告者の情報であることを確認している。
- 個人住民税課税システムに登録する際に、対象者が本市にて課税できる対象かどうかをチェックし、該当しないものについては他地方公共団体へ転送する等の処理を行っている。

2. 本市他部署、官公署等、他団体等及び民間事業者からの入手

- eLTAXを通じて提出された課税資料の個人番号及び基本4情報は、本市保有情報とのバッチ処理によって突合し、チェックした上で入手している。
- 電子媒体による事業者・年金保険者からの入手については、事前に提出の承認をした者、法令により義務付けられた者からのみ入手することになっている。
- 本市の課税対象者以外の課税資料が誤って本市に送付されてきた場合、速やかに該当の市区町村に回送する。

3. eLTAXからの入手

【本人又は本人の代理人】

【給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。）】

○地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けないようにシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすまし（第三者が利用者のふりをして申請すること）の確認・検証ができる。

また、利用届出や申告データ等に設定された提出先情報により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルセンタ(eLTAX)から取得できる情報に制御がされている。

【公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）】

○地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、公的年金等支払者から提出された情報に記載された提出先情報により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルセンタ(eLTAX)から取得できる情報に制限がされている。

【国税庁、他市区町村】

○国税連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルシステム(eLTAX)からの情報の入手を制限し、国税庁又は他市区町村から送信された情報に記載される提出先の対象者情報以外を入手することはできない。

<p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	<p>1. 本人等からの入手 ○申告情報の入手については、本人が必要な情報以外を誤って記載することがないように書面様式とし、窓口受付の場合、記載指導により必要な情報以外は記載させないようにする。 ○ unnecessary書類は受け取らないようにする。もし unnecessary書類を提出された場合は返還する。</p> <p>2. 本市他部署、官公署等、他団体等及び民間事業者からの入手 ○他団体からの申告情報の入手については、あらかじめ定められたインターフェイスに基づいて情報を取得するため必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>3. eLTAXからの入手 【本人又は本人の代理人】 【給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)] 【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)] ○審査システム(eLTAX)は、利用者から法令等により定められた様式で受領することから、必要な情報以外を入手することを防止している。 【国税庁】 ○国税連携システム(eLTAX)は、国税庁から、法令等により定められた様式で送信されることから、必要な情報以外を入手することを防止している。 【他市区町村】 ○国税連携システム(eLTAX)は、国税庁から法令等により定められた様式で他市区町村に送信された情報のうち、本市に課税権がある情報のみ、本市を送付先として指定されて送信されることから、必要な情報以外を入手することを防止している。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>本人又は必要な情報以外を入手しないよう、取扱い職員に対する研修を行う。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>1. 本人等からの入手 ○文書による申告の遡憑(呼び掛け)の際、特定個人情報を課税資料として使用する旨の説明文を同封する。 ○来庁による申告等の際、特定個人情報を課税資料として使用する旨の説明を十分に行う。</p> <p>2. 本市他部署、官公署等、他団体等及び民間事業者からの入手 ○他団体等及び官公署等及び本市他部署から提出された課税資料の基本4情報は、本市保有情報とのバッチ処理によって突合し、チェックした上で入手している。 ○事業所等からの支払報告書や申告書の情報の一部は、国税連携やeLTAXの専用回線を介して入手しており、詐取・奪取が行われることはない。 ○eLTAXによる入手については、eLTAX利用を許可した職員以外は、操作が行えないようにしている。(eLTAXによる入手については3を参照。)</p> <p>3. eLTAXからの入手 【本人又は本人の代理人】 【給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)] 【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)] ○申告等の手続きを行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、申告手続きを行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を報告することとなる。 【国税庁、他市区町村】 ○特定個人情報の入手元である国税庁及び他の市区町村は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行う。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

<p>入手の際の本人確認の措置の内容</p>	<p>1. 本人等からの入手 ○住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行い、対象者であることを確認している。 ○本人の代理人が申告書等を提出する場合は、代理人の本人確認を行う。</p> <p>2. eLTAXからの入手 【本人又は本人の代理人】 ○番号法施行規則第4条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。 【給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)] 【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)] 【国税庁】 【他市区町村】 ○特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は「【本人又は本人の代理人】」と同様である。)</p>
<p>個人番号の真正性確認の措置の内容</p>	<p>1. 本人等からの入手 ○住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りに基づき、個人住民税課税システムと照合することにより個人番号の真正性確認を行っている。</p> <p>2. 本市他部署、官公署等、他団体等及び民間事業者からの入手 ○他団体等からの申告情報の入手については、個人番号及び基本4情報は、本市保有情報とのバッチ処理によって突合し、チェックしている。</p> <p>3. eLTAXからの入手 【本人又は本人の代理人】 ○個人住民税課税システムは、個人番号連携サーバと連携して個人番号を保有しており、申告データ等を審査システム(eLTAX)から個人住民税課税システムに登録する際に、真正性確認をする。 【給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)] 【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)] 【国税庁】 【他市区町村】 ○特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の真正性確認は【本人又は本人の代理人】と同様である。)</p>

<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p>1. 本人等からの入手 ○入手した情報については、窓口での聞き取り、添付書類や課税資料に記載されている内容との照合等の確認をすることで正確性を確保している。 ○職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 ○庁内連携や情報提供ネットワークを利用して情報の正確性を確保している。</p> <p>2. eLTAXからの入手 【本人又は本人の代理人】 【給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)] 【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)] ○審査システム(eLTAX)は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付を行った情報を原本として保存するシステムであるため、受付した情報をそのまま保管する必要がある。 【国税庁】 【他市区町村】 ○正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁又は他市区町村に委ねられる。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>-</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>1. 本人等からの入手 ○窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、職員が直接申告書等を收受する。 ○申告会場での申告については、責任者が申告書を取りまとめ、確実に市民税課に持ち帰る。 ○郵送の場合は、返信用封筒や記載要領に担当課の宛名・住所を明記して、確実に返送されるようにする。 ○庁内連携については、外部ネットワークからの不正なアクセスを防止するため、閉域網にて通信を行い、データを暗号化している。 ○媒体による入手の際は、パスワード保護を実施し、授受簿によって受渡しの管理を行っている。 ○紙媒体については、課税処理の段階ごとに保管場所を定め、情報の漏えい・紛失を防止している。</p> <p>2. eLTAXからの入手 【本人又は本人の代理人】 【給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)] ○申告等の手続きを行う者から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までのインターネット回線については、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)] ○公的年金等支払者から、一般社団法人地方税電子化協議会までは、施錠した容器に収納の上、輸送により又は持参により、暗号化された情報が記録されたDVDを受領している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。 なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)が取得したDVDは、施錠した容器に収納の上、輸送により、公的年金等支払者に返却している。 【国税庁】 ○国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線が利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。 【他市区町村】 ○他市区町村から地方税ポータルセンタ(eLTAX)、そして地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>-</p>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	個人番号連携サーバへは、アクセス制限を設け、法令に定められた部署以外からのアクセスを認めない。また、個人住民税システムへは、アクセス制限を設け、権限のない者の接続を認めない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	○個人住民税課税システムは、業務に関係のない情報を保有していない。 ○個人住民税課税システムでアクセス制御しており、番号制度の事務実施者以外は個人番号を参照できないように制御を行う。
その他の措置の内容	インターネットを扱う端末と業務システムを扱う端末を分けており、業務システムで使用する端末については外部と接続していない(LGWANを除く)。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	個人住民税課税システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、ユーザーIDと認証機能(又はパスワード)による個人認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. 発行管理 ○あらかじめ定められているアクセス権限を、システム管理者が、業務に必要な職員にのみユーザーIDの発行を行っている。 2. 失効管理 ○権限を有していた職員の異動退職等が発生した際は、速やかにシステム管理者が当該ユーザーIDの失効を行っている。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	○個人住民税課税システムを利用する職員個人に対してユーザーIDを発行している。 ○人事異動等が発生した際には、システム管理者が、業務上アクセスが不要となったユーザーIDが確認できしだい、そのユーザーIDやアクセス権を変更又は削除する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	○個人住民税課税システムのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログ(日時、操作者名、対象者名、操作内容等)の記録を行う。 ○記録したログについては、一定の期間保管し、必要に応じて、確認が行える仕組みとする。
その他の措置の内容	○端末PCについて、不正利用対策として、業務作業を行う際には、個人認証してログインできるようにし、業務から離れて再度システムにログインする際には、個人認証を行うようにする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○法令等の基づく守秘義務の徹底を図り、法の遵守を指導している。 ○個人住民税課税システムへのログイン記録、個人を特定する検索、特定後の操作ログの記録を行う。 ○アクセスログを保有・管理しており、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外の利用を抑制している。 ○職員に対して、個人情報保護に関する研修を行う。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○法令等の基づく守秘義務の徹底を図り、法の遵守を指導している。 ○バックアップ処理は、セキュリティ区画内に限定しており、実行権限を持つものを限定している。 ○外部媒体へのデータの書き出しについては、申請があった場合のみ書き出しを許可しており、データの書き出しは特定の端末で実施する。 ○バックアップ以外のファイルの不必要な複製、送付及び送信を行ってはならないことを研修により指導している。 ○バックアップ以外のファイルの不必要な複製をしないよう、派遣者、委託先に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ○個人住民税課税システムにおいて、個人番号を表示させる画面を限定し、その画面を操作できる者を権限ある者に限定するようにする。 ○端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く、又は保護シートをつける。 	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <input type="checkbox"/> 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> ○外部委託業者を選定する際、委託先の情報保護管理体制としてISMSやプライバシーマーク等、個人情報保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得していることを契約要件とする。また、事業実績など社会的信用と能力があること、個人情報保護に関する規定や体制の整備、安全管理措置がとられていることを確認する。 ○国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、一般社団法人地方税電子化協議会が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。 ○当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。 ○審査システム(eLTAX)の運営に関する業務についても、上記に準じた確認を行っている。 ○委託業者選定後は、必要に応じて事業所への訪問を行い、情報管理体制について現地確認を行う。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<input type="checkbox"/> 制限している <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ○委託に関わる実施体制の提出を義務付ける。 ○特定個人情報ファイルを取扱う作業では、申請を受けて委託従業者を限定し、アクセス権限を委託元で管理する。 ○委託従業者に対し、個人情報保護に関わる誓約書の提出を義務付ける。 ○誓約書の提出があった委託従業者に対してのみシステム操作の権限を与える。 ○アクセス権限を付与する委託従業者数を必要最小限にするよう指導する。 ○委託従業者に付与するアクセス権限を必要最小限にする。

特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>○委託従業者が使用する端末の操作ログ及び特定個人情報ファイルを使用したアクセス記録を行い、不正利用者を迅速に特定できるようにする。</p> <p>○契約書・仕様書に基づき、委託業務が適切に行われていることを確認する。</p>	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>○再委託の実施は、再委託の必要性、再委託先での管理方法、セキュリティ管理体制の報告を受け、問題がない場合に限り承認する。</p> <p>○特定個人情報取扱責任者を明確にし、特定個人情報の保護措置が適切に行えるよう社内教育が行われているかを確認する。</p> <p>○再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。</p> <p>○随時、職員は委託業者に対して、必要な調査や報告を求めることができる。</p>	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>○委託先へ特定個人情報を提供する際には、紙や電子記録媒体にかかわらず施錠可能なケースに格納した上で提供する。また、データは暗号化した上で提供する。</p> <p>○委託先への提供の際には、記録簿に記載し、提供状況を管理する。</p> <p>○通知書作成作業等については、委託業者に作業に必要最小限度の個人情報のみを提供し、特定個人情報は提供しない。</p> <p>○特定個人情報取扱責任者を決定し、特定個人情報の保護措置を適切に行うための実施体制を明確化させる。</p> <p>○特定個人情報の保護措置が適切に図られているかを書面、または必要に応じて現地で確認する。</p> <p>○随時、職員は委託業者に対して、必要な調査や報告を求めることができる。</p>	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>○データか紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は、消去又は廃棄する。</p> <p>○委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面にて提出させる。</p>	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>○業務の実施体制、特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する。</p> <p>○再委託が認められている場合には、申請を行い、委託元の承認を得ること。</p> <p>○特定個人情報の第三者への開示又は提供を禁止する。</p> <p>○特定個人情報の目的外利用を禁止する。</p> <p>○委託元が認めていない特定個人情報の複製及び外部への持出しを禁止する。</p> <p>○特定個人情報の保護について社内教育を行う。</p> <p>○従業員は、個人情報保護の遵守について誓約書を提出する。</p> <p>○委託業者の管理者は、委託元に対して特定個人情報の取扱い状況について書面により報告する。</p> <p>○作業期間の過ぎた特定個人情報を返却、及び完全に消去又は廃棄する。</p> <p>○随時、委託元は委託業者に対して、必要な実地調査や報告を求めることができる。</p> <p>○事故発生又は事故発生の生じるおそれがあることを知った場合は、速やかに報告し、適切な対応を行う。</p> <p>○前各号に掲げる事項に違反した場合は、委託元が契約解除及び損害賠償請求をすることができる。</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	通常の委託と同様の措置を義務付ける。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>○既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、不正に提供及び移転されることはない。なお、既存システムの操作ログ及び特定個人情報ファイルを使用したアクセス記録を行い、記録は外部媒体に年度ごとに分け10年間保存する。</p> <p>○データを書き出し、又は紙ベースでの受け渡しにより特定個人情報の提供及び移転を行う場合は、日時、提供元及び移転先の部署及び担当者、どのような目的・用途、どのような方法、どのような特定個人情報を受け渡すのか書面により明確にし、記録する。</p> <p>(eLTAXで提供する分) 【本人又は本人の代理人】 ○審査システム(eLTAX)を利用して本人又は本人の代理人へ提供する特定個人情報については、送信日や送信状況等の当該提供記録をシステム上で管理をしている。</p> <p>【給与支払者】 ○審査システム(eLTAX)を利用して給与支払者へ提供する特定個人情報については、送信日や送信状況等の当該提供記録をシステム上で管理をしている。</p> <p>【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)】 ○審査システム(eLTAX)を利用して公的年金支払者へ提供する特定個人情報については、送信日や送信状況等の当該提供記録をシステム上で管理をしている。</p> <p>○地方税ポータルセンタ(eLTAX)から公的年金支払者へDVDを搬送する際には、持ち出し状況を記録している。</p> <p>【国税庁、他市区町村】 ○国税連携システム(eLTAX)を利用して国税庁及び他市区町村へ提供する特定個人情報については、データ登録を行った職員や送信日、送信状況等の当該提供記録をシステム上で管理をしている。(記録の保存期間は最大730日)</p>		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>○データを書き出し、又は紙ベースでの受け渡しの際には、移転先から特定個人情報のデータ利用申請の提出を受け、データ移転元及びシステム管理担当部署がその法的根拠等を確認し、承認を得たデータのみ移転を許可する。</p> <p>○特定個人情報を取扱う職員を対象に、取扱いやルール等の研修を定期的実施する。</p> <p>(eLTAXで提供する分) 【本人又は本人の代理人】 【給与支払者】 【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)】 ○審査システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。</p> <p>【国税庁、他市区町村】 ○国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。</p> <p>○国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。</p>		
その他の措置の内容	サーバ室等への入室権限及び特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を管理し、個人情報の持ち出しを制限する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>○番号法別表第1に該当する個人番号利用事務の庁内連携は、外部ネットワークからの不正なアクセスを防止するため、閉域網にて通信を行い、データを暗号化している。</p> <p>○既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、不正に提供及び移転されることはない。なお、既存システムの操作ログ及び特定個人情報ファイルを使用したアクセス記録を行い、記録は外部媒体に年度ごとに分け10年間保存する。</p> <p>○データを書き出し、又は紙ベースでの受け渡しにより特定個人情報の提供及び移転を行う場合は、日時、提供元及び移転先の部署及び担当者、どのような目的・用途、どのような方法、どのような特定個人情報を受け渡すのか書面により明確にし、記録する。</p> <p>(eLTAXで提供する分) 【本人又は本人の代理人】 【給与支払者】</p> <p>○審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことはできない。提供処理の際にシステムに格納するデータには納税者IDがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には接続先が固定されたLGWANを用いており、また、利用者が提供されたデータの確認等をする場合にはインターネット回線を用いているが、eLTAX対応ソフトウェアを使用して地方税ポータルセンタ(eLTAX)にログインをして確認している。これらのデータは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)】</p> <p>○審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことはできない。提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。</p> <p>○地方税ポータルセンタ(eLTAX)から公的年金支払者にDVDによる提供の場合には、一般社団法人地方税電子化協議会と公的年金支払者の間で交わされている覚書により、提供方法が定められている。</p> <p>【国税庁、他市区町村】</p> <p>○国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。</p> <p>また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と市区町村間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。</p> <p>○国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

○既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、誤った情報の提供及び移転が誤った相手にされることはない。なお、既存システムの操作ログ及び特定個人情報ファイルを使用したアクセス記録を行い、記録は外部媒体に年度ごとに分け10年間保存する。

○データ移転先から特定個人情報のデータ利用申請を提出させ、データ移転元及び電算処理担当部署がその法的根拠等を確認し、承認を得たデータのみ移転を許可する。

(eLTAXで提供する分)
【本人又は本人の代理人】
【給与支払者】
 ○審査システム(eLTAX)については、特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができないため、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。
【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)】
 ○審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができないため、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには、特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。
 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)からDVDで提供する公的年金等支払者との間は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)が提供情報をDVDに記録の上、セキュリティ便により提供している。
【国税庁、他市区町村】
 ○国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。
 本市と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。本市から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステムの的に担保している。
 なお、他市区町村との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から他市区町村までは、閉域網であるLGWANが利用されているほかは、同様である。

リスクに対する措置の内容

リスクへの対策は十分か [十分である] <選択肢>
 1) 特に力を入れている 2) 十分である
 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	1. 個人番号連携サーバのソフトウェアにおける措置 (1)個人番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 2. 個人番号連携サーバの運用における措置 (1)個人番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 3. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1)情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている
-------------	-----------	-----------------------	----------	--------------

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	1. 個人番号連携サーバのソフトウェアにおける措置 (1)個人番号連携サーバは自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手のみを実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 2. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1)中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 3. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1)中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が確保されている。 4. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている
-------------	-----------	-----------------------	----------	--------------

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 個人番号連携サーバのソフトウェアにおける措置 (1) 個人番号連携サーバは、照会対象者に付番された正しい個人番号(個人番号の真正性の確認は、「Ⅲ. 2. リスク3」を参照)に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計されるため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> <p>2. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1) 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 個人番号連携サーバのソフトウェアにおける措置 (1) 情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報 that 漏えい、紛失するリスクを軽減している。 (2) 個人番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p>2. 個人番号連携サーバの運用における措置 (1) 個人番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p>3. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。 (2) 既存システムから接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 (3) 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスクを軽減している。 (4) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>4. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムの間には、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 (2) 中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで、漏えい・紛失のリスクに対応している。 (3) 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、管理・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 個人番号連携サーバのソフトウェアにおける措置</p> <p>(1) 慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>(2) 個人番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p>2. 個人番号連携サーバの運用における措置</p> <p>(1) 個人番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p>3. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <p>(1) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>(2) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>(3) 特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>(4) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 個人番号連携サーバのソフトウェアにおける措置</p> <p>(1) 個人番号連携サーバは自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>(2) 個人番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを抑止する。</p> <p>2. 個人番号連携サーバの運用における措置</p> <p>(1) 個人番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p>3. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <p>(1) セキュリティ管理機能により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>(2) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>4. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <p>(1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>(2) 中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>(3) 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないように管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>1. 個人番号連携サーバのソフトウェアにおける措置 (1)個人番号連携サーバは自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>2. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1)情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 (2)情報提供データベース管理機能により、情報提供データベースへのインポートデータの形式チェックと、接続端末の画面表示等を提供してしまうリスクに対応している。 (3)情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>1. 個人番号連携サーバのソフトウェアにおける措置 (1)個人番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。 (2)個人番号連携サーバは自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。 (3)個人番号連携サーバと自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>2. 個人番号連携サーバの運用における措置 (1)個人番号連携サーバの職員認証・権限設定において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p>3. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (2)情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>4. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2)中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに通信を暗号化することで安全性を確保している。 (3)中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセスで制限)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 (4)特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><本市における措置></p> <ol style="list-style-type: none"> データセンターにおいては、セキュリティゲートにて入退館管理をしている施設内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 本市施設内においては、個人認証により、権限を持つ限られた者のみ入室ができる区画に設置されたサーバ内に保管している。 記録媒体及び紙媒体の保管場所については、必ず施錠管理を行う。 業務用端末については、盗難防止用ワイヤーを取り付ける、又は施錠管理できる場所に保管する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><本市における措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ウイルス対策ソフトのパターンファイルの更新を随時を行う。 外部ネットワークからの不正なアクセスを防止するため、閉域網にて通信を行い、データを暗号化している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する措置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>○個人住民税課税システムに存在する賦課情報(国税関係情報、地方税関係情報、業務関係情報)については、毎年使用するデータを入手し、更新・賦課決定を行っている。</p> <p>○賦課決定した内容については、住民に対して税額通知を行い、住民側でも確認を行うため、古い情報のまま保管され続けることはない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
手順の内容	<p>○保存年限の過ぎた特定個人情報については、システム上の削除処理を実施する。</p> <p>○保存年限が過ぎた申告書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、機密性を確保するために溶解処理等を行い廃棄する。</p> <p>○保存年限が過ぎた電子媒体の特定個人情報については、そのデータを消去し、電子媒体が壊れた場合は、データが復元できないようにその媒体自体を棄損して、廃棄する。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的なチェック方法	<p>1. 本市における措置 (1) 評価書に記載したとおりに運用ができていないか、担当部署において、年に1度、自己点検を実施する。</p> <p>2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p>3. eLTAXにおける措置 (1) 国税連携システム(eLTAX)にあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。</p>
②監査	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な内容	<p>1. 本市における措置 (1) 特定個人情報に関する監査を定期的実施する。 (2) 監査概要 ① 保護方針の確認 ② 取扱い方法の点検 ③ 体制の確認 ④ 人的・物理的・技術的安全措置の点検</p> <p>2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>3. eLTAXにおける措置 (1) 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)については、運営する認定委託先事業者が、毎年度情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、運営する地方税共同機構が、毎年度情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	<p>1. 本市における措置 (1) 特定個人情報の取扱いに携わる職員及び委託従事者に対し、情報セキュリティ研修等を定期的実施する。 (2) 違反行為が確認された場合は、違反行為を行った者に対し、速やかに必要な措置を講じ、情報管理者は、再発防止対策を行う。</p> <p>2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 (2) 中間サーバープラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>1. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	川越市役所 総務部 総務課 〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1 電話 049-224-5550
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	—
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 写しの交付は作成費用として10円/1面(白黒)、送付を要する場合は別途送料が必要。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	市・県民税課税台帳他
公表場所	市役所東庁舎1階 情報公開窓口
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	川越市役所 財政部 市民税課 〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1 電話 049-224-5640
②対応方法	○問い合わせ受付票を準備し、対応記録を残す。 ○必要に応じて、庁内横断的な連絡を行う。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成31年2月5日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	「川越市意見公募手続条例」に基づきパブリックコメントを実施する。 実施に際しては、市広報や川越市役所ホームページ等で案内を行う。
②実施日・期間	平成31年 2月 8日から平成31年3月11日までの32日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	川越市個人情報保護審議会による点検。
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別紙1) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

項番	提供先	提供先における用途 (別表第二の第2欄に掲げる事務)	法令上の根拠 (別表第二省令)
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第1条
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第2条
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第3条
4	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第4条
6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第6条
8	都道府県知事	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第7条
9	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第8条
11	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第10条
16	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第12条
18	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第13条
23	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第16条
26	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第19条
27	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第20条
28	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第21条
29	厚生労働大臣又は共済組合等	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。	未規定

項番	提供先	提供先における用途 (別表第二の第2欄に掲げる事務)	法令上の根拠 (別表第二省令)
31	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第22条
34	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第22条の3
35	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第22条の4
37	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第23条
38	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第24条
39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第24条の2
40	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第24条の3
42	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第25条
48	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第26条の3
54	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第28条
57	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第31条
58	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第31条の2
59	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第31条の3
61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第32条
62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第33条

項番	提供先	提供先における用途 (別表第二の第2欄に掲げる事務)	法令上の根拠 (別表第二省令)
63	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの。	第34条
64	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第35条
65	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第36条
66	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第37条
67	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第38条
70	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第39条
71	厚生労働大臣又は都道府県知事	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	未規定
74	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第40条
80	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第43条
84	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第43条の3
85 の2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第43条の4
87	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第44条
91	厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第44条の2

項番	提供先	提供先における用途 (別表第二の第2欄に掲げる事務)	法令上の根拠 (別表第二省令)
92	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第45条
94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第47条
97	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第49条
101	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第49条の2
102	農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第50条
103	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第51条
106	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第53条
107	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第54条
108	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第55条

項番	提供先	提供先における用途 (別表第二の第2欄に掲げる事務)	法令上の根拠 (別表第二省令)
113	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第58条
114	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第59条
115	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	未規定
116	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第59条の2
119	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	第59条の3

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月18日	I-2-システム2	②システムの機能 1. 納税義務者、扶養者の宛名情報の照会 3. 住民登録外者の登録	②システムの機能 1. 納税義務者、扶養者、特別徴収義務者の宛名情報の照会 3. 住民登録外者の登録、事業所の登録	事後	その他の項目の変更
平成28年1月18日	I-2-システム2	②システムの機能 1. (略)納税者の利便性の(略)	②システムの機能 1. (略)納税義務者、特別徴収義務者の利便性の(略)	事後	その他の項目の変更
平成28年1月18日	II-4-委託事項1	②特定個人情報ファイルの範囲—その妥当性(略)市県民税に係る納税者及び(略)	②特定個人情報ファイルの範囲—その妥当性(略)市県民税に係る納税義務者及び(略)	事後	その他の項目の変更
平成28年1月18日	II-4-委託事項2	⑥委託先名 AGS株式会社	⑥委託先名 株式会社KSKデータ	事後	その他の項目の変更
平成28年1月18日	II-4-委託事項3	⑥委託先名 AGS株式会社	⑥委託先名 株式会社ケイネットコミュニケーションズ	事後	その他の項目の変更
平成28年1月18日	II-5	提供・移転の有無 提供を行っている 61件 移転を行っている 23件	提供・移転の有無 提供を行っている 62件 移転を行っている 27件	事後	その他の項目の変更
平成28年1月18日	II-5-提供先6	提供先6 教育委員会教育財務課 ①法令上の根拠 番号法第19条第9号 ②提供先における用途 学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて主務省令で定めるもの ③提供する情報 市・県民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 市県民税課税台帳に登録されている者 ⑥提供方法 その他(庁内連携) ⑦時期・頻度 必要に応じて随時	削除	事後	その他の項目の変更
平成28年1月18日	II-5-提供先6	挿入	提供先6 教育委員会教育財務課 ①法令上の根拠 番号法第19条第9号、川越市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「条例」という。)第5条第1項第1号 ②提供先における用途 学校教育法第19条の規定により、経済的理由によつて就学困難と認められる児童又は生徒(それぞれ同法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。)の保護者(同法第16条に規定する保護者をいう。)に対し、必要な援助を行うことに関する事務であつて規則で定めるもの ③提供する情報 市・県民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	事後	その他の項目の変更
平成28年1月18日	II-5-提供先7	挿入	提供先7 教育委員会教育財務課 ①法令上の根拠 番号法第19条第9号、条例第5条第1項第1号 ②提供先における用途 川越市学童保育室条例による保育の実施に関する事務であつて規則で定めるもの ③提供する情報 市・県民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 当該保育に係る保育料減免の申請者等 ⑥提供方法 その他(既存業務システム、他業務システム) ⑦時期・頻度 必要に応じて随時	事後	その他の項目の変更
平成28年1月18日	II-5-移転先1	挿入	移転先1 健康づくり支援課 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項、条例第4条第3項 ②提供先における用途 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの ③提供する情報 市・県民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 小児慢性特定疾病医療費の支給対象者等 ⑥提供方法 その他(既存業務システム、他業務システム) ⑦時期・頻度 必要に応じて随時	事後	その他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月18日	Ⅱ-5-移転先2	<p>移転先1</p> <p>①法令上の根拠 番号法別表第一の項目8に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定</p> <p>②移転先における用途 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>④移転する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 市県民税課税台帳に登録されている者</p>	<p>移転先2</p> <p>①法令上の根拠 番号法第9条第2項、条例第4条第3項</p> <p>②移転先における用途 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>④移転する情報の対象となる本人の数 1万人未満</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 当該給付費の支給対象者等</p>	事後	その他の項目の変更
平成28年1月18日	Ⅱ-5-移転先3	<p>移転先2 こども安全課</p> <p>①法令上の根拠 番号法別表第一の項目9に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 川越市に住所を有する助産及び母子生活支援の要保護対象者</p> <p>⑥移転方法 紙</p>	<p>移転先3 こども安全課</p> <p>①法令上の根拠 番号法第9条第2項、条例第4条第3項</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 助産及び母子生活支援の要保護者等</p> <p>⑥移転方法 その他(住記オンライン)</p>	事後	その他の項目の変更
平成28年1月18日	Ⅱ-5-移転先4	<p>移転先3 健康づくり支援課</p> <p>①法令上の根拠 番号法別表第一の項目10に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定</p> <p>②移転先における用途 予防接種法(昭和二十二年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>④移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 川越市に住所を有する各種予防接種対象者</p> <p>⑥移転方法 その他(住記オンライン、既存業務システム、他業務システム)</p>	<p>移転先4 健康づくり支援課</p> <p>①法令上の根拠 番号法第9条第2項、条例第4条第3項</p> <p>②移転先における用途 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>④移転する情報の対象となる本人の数 1万人未満</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 当該給付の対象者</p> <p>⑥移転方法 紙</p>	事後	その他の項目の変更
平成28年1月18日	Ⅱ-5-移転先5	<p>移転先4 障害者福祉課</p> <p>①法令上の根拠 番号法別表第一の項目12に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定</p> <p>②移転先における用途 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 川越市に住所を有する障害福祉サービス、障害者支援施設等の利用者及び世帯員</p>	<p>移転先5 障害者福祉課</p> <p>①法令上の根拠 番号法第9条2項、条例第4条第2項</p> <p>②移転先における用途 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 障害福祉サービス、障害者支援施設等の利用者等</p>	事後	その他の項目の変更
平成28年1月18日	Ⅱ-5-移転先6	<p>移転先5 生活福祉課</p> <p>①法令上の根拠 番号法別表第一の項目15に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定</p> <p>②移転先における用途 生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 川越市に住所を有する生活保護対象者</p> <p>⑥移転方法 その他(住記オンライン、既存業務システム、他業務システム)</p>	<p>移転先6 生活福祉課</p> <p>①法令上の根拠 番号法第9条第2項、条例第4条第3項</p> <p>②移転先における用途 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 生活保護受給者等</p> <p>⑥移転方法 その他(既存業務システム)</p>	事後	その他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月18日	Ⅱ-5-1-移転先6	<p>移転先6 政策財政部取税課</p> <p>①法令上の根拠 番号法別表第一の項目16に基づく利用</p> <p>②移転先における用途 地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>③移転する情報 市・県民税関係情報</p> <p>④移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 川越市に住所を有する各種市税賦課対象者</p> <p>⑥移転方法 その他(住記オンライン、既存業務システム、他業務システム)</p>	削除	事後	その他の項目の変更
平成28年1月18日	Ⅱ-5-1-移転先7	<p>移転先7 建築住宅課</p> <p>①法令上の根拠 番号法別表第一の項目19に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 川越市に住所を有する公営住宅入居者</p> <p>⑥移転方法 その他(住記オンライン、既存業務システム、他業務システム)</p>	<p>移転先7 建築住宅課</p> <p>①法令上の根拠 番号法第9条第2項、条例第4条第3項</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 公営住宅入居者等</p> <p>⑥移転方法 紙</p>	事後	その他の項目の変更
平成28年1月18日	Ⅱ-5-1-移転先8	<p>移転先8 国民健康保険課</p> <p>①法令上の根拠 番号法別表第一の項目30に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定</p> <p>②移転先における用途 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 川越市に住所を有する国民健康保険の資格を有する者</p>	<p>移転先8 国民健康保険課</p> <p>①法令上の根拠 番号法第9条第2項、条例第4条第3項</p> <p>②移転先における用途 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 国民健康保険被保険者等</p>	事後	その他の項目の変更
平成28年1月18日	Ⅱ-5-1-移転先9	<p>移転先9 障害者福祉課</p> <p>①法令上の根拠 番号法別表第一の項目34に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定</p> <p>②移転先における用途 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 川越市に住所を有する障害福祉サービス、障害者支援施設等の利用者及び世帯員</p> <p>⑥移転方法 紙</p>	<p>移転先9 障害者福祉課</p> <p>①法令上の根拠 番号法第9条第2項、条例第4条第2項</p> <p>②移転先における用途 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 障害福祉サービス、障害者支援施設等の利用者等</p> <p>⑥移転方法 その他(住記オンライン、既存業務システム、他業務システム)</p>	事後	その他の項目の変更
平成28年1月18日	Ⅱ-5-1-移転先10	<p>移転先10 こども政策課</p> <p>①法令上の根拠 番号法別表第一の項目37に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定</p> <p>②移転先における用途 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 川越市に住所を有する児童扶養手当対象者</p>	<p>移転先10 こども政策課</p> <p>①法令上の根拠 番号法第9条第2項、条例第4条第3項</p> <p>②移転先における用途 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 児童扶養手当受給者等</p>	事後	その他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月18日	Ⅱ-5-移転先11	<p>移転先11 高齢者いきがい課</p> <p>①法令上の根拠 番号法別表第一の項目41に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定</p> <p>②移転先における用途 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 川越市に住所を有する当該措置を受け、若しくは受けようとする老人又はその扶養義務者</p> <p>⑥移転方法 紙</p>	<p>移転先11 高齢者いきがい課</p> <p>①法令上の根拠 番号法第9条第2項、条例第4条第3項</p> <p>②移転先における用途 老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 当該措置の対象者等</p> <p>⑥移転方法 その他(住記オンライン)</p>	事後	その他の項目の変更
平成28年1月18日	Ⅱ-5-移転先12	挿入	<p>移転先12 こども安全課</p> <p>①法令上の根拠 番号法第9条第2項、条例第4条第3項</p> <p>②移転先における用途 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>③移転する情報 市・県民税関係情報</p> <p>④移転する情報の対象となる本人の数 1万人未満</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 当該貸付けの対象者等</p> <p>⑥移転方法 その他(住記オンライン)</p> <p>⑦時期・頻度 必要に応じて随時</p>	事後	その他の項目の変更
平成28年1月18日	Ⅱ-5-移転先13	<p>移転先12 こども安全課</p> <p>①法令上の根拠 番号法別表第一の項目44に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 川越市に住所を有する当該措置を受け、若しくは受けようとする寡婦対象者</p> <p>⑥移転方法 その他(住記オンライン、既存業務システム、他業務システム)</p>	<p>移転先13 こども安全課</p> <p>①法令上の根拠 番号法第9条第2項、条例第4条第3項</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 当該措置の対象者等</p> <p>⑥移転方法 その他(住記オンライン)</p>	事後	その他の項目の変更
平成28年1月18日	Ⅱ-5-移転先14	<p>移転先13 こども安全課</p> <p>①法令上の根拠 番号法別表第一の項目45に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 川越市に住所を有する申請者及び申請者と同一世帯に属する者</p> <p>⑥移転方法 紙</p>	<p>移転先14 こども安全課</p> <p>①法令上の根拠 番号法第9条第2項、条例第4条第3項</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 当該給付金の支給対象者等</p> <p>⑥移転方法 その他(住記オンライン)</p>	事後	その他の項目の変更
平成28年1月18日	Ⅱ-5-移転先15	<p>移転先14 障害者福祉課</p> <p>①法令上の根拠 番号法別表第一の項目47に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定</p> <p>②移転先における用途 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 川越市に住所を有する障害児福祉手当対象者</p> <p>⑥移転方法 その他(住記オンライン、既存業務システム、</p>	<p>移転先15 障害者福祉課</p> <p>①法令上の根拠 番号法第9条第2項、条例第4条第3項</p> <p>②移転先における用途 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 当該手当の支給対象者等</p> <p>⑥移転方法 その他(住記オンライン、既存業務システム)</p>	事後	その他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月18日	Ⅱ-5-移転先16	<p>移転先15 健康づくり支援課</p> <p>①法令上の根拠 番号法第9条第2項、条例第4条第3項</p> <p>②移転先における用途 母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療の費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>④移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 川越市に住所を有する保健指導・健康診査等対象者</p> <p>⑥移転方法 その他(住記オンライン、既存業務システム、</p>	<p>移転先16 健康づくり支援課</p> <p>①法令上の根拠 番号法第9条第2項、条例第4条第3項</p> <p>②移転先における用途 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>④移転する情報の対象となる本人の数 1万人未満</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 当該費用の徴収対象者等</p> <p>⑥移転方法 その他(既存業務システム、他業務システム)</p>	事後	その他の項目の変更
平成28年1月18日	Ⅱ-5-移転先17	<p>移転先16 こども政策課</p> <p>①法令上の根拠 番号法別表第一の項目56に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 川越市に住所を有する児童手当対象者</p>	<p>移転先17 こども政策課</p> <p>①法令上の根拠 番号法第9条第2項、条例第4条第3項</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 児童手当受給者等</p>	事後	その他の項目の変更
平成28年1月18日	Ⅱ-5-移転先18	<p>移転先17 医療助成課</p> <p>①法令上の根拠 番号法別表第一の項目59に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定</p> <p>④移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 川越市に住所を有する後期高齢者医療保険対象者</p>	<p>移転先18 医療助成課</p> <p>①法令上の根拠 番号法第9条第2項、条例第4条第3項</p> <p>④移転する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 後期高齢者医療保険被保険者等</p>	事後	その他の項目の変更
平成28年1月18日	Ⅱ-5-移転先19	<p>移転先18 生活福祉課</p> <p>①法令上の根拠 番号法別表第一の項目63に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定</p> <p>②移転先における用途 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 川越市に住所を有する要支援者及び被支援者であった者</p> <p>⑥移転方法 紙</p>	<p>移転先19 生活福祉課</p> <p>①法令上の根拠 番号法第9条第2項、条例第4条第3項</p> <p>②移転先における用途 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 当該支援給付の対象者等</p> <p>⑥移転方法 その他(既存業務システム)</p>	事後	その他の項目の変更
平成28年1月18日	Ⅱ-5-移転先20	<p>移転先19 介護保険課</p> <p>①法令上の根拠 番号法別表第一の項目68に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定</p> <p>②移転先における用途 介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 川越市に住所を有する介護保険対象者</p>	<p>移転先20 介護保険課、高齢者いきがい課</p> <p>①法令上の根拠 番号法第9条第2項、条例第4条第3項</p> <p>②移転先における用途 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 介護保険被保険者等</p>	事後	その他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月18日	Ⅱ-5-移転先21	<p>移転先20 保健予防課</p> <p>①法令上の根拠 番号法別表第一の項目70に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定</p> <p>②移転先における用途 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 市県民税課税台帳に登録されている者</p> <p>⑥移転方法 その他(住記オンライン、既存業務システム、他業務システム)</p>	<p>移転先21 保健予防課</p> <p>①法令上の根拠 番号法第9条第2項、条例第4条第3項</p> <p>②移転先における用途 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 医療費公費負担の対象者等</p> <p>⑥移転方法 その他(住記オンライン)</p>	事後	その他の項目の変更
平成28年1月18日	Ⅱ-5-移転先21	<p>移転先21 成人検診課</p> <p>①法令上の根拠 番号法別表第一の項目76に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定</p> <p>②移転先における用途 健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>③移転する情報 市・県民税関係情報</p> <p>④移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 市県民税課税台帳に登録されている者</p> <p>⑥移転方法 その他(住記オンライン、既存業務システム、他業務システム)</p>	削除	事後	その他の項目の変更
平成28年1月18日	Ⅱ-5-移転先22	<p>移転先22 障害者福祉課</p> <p>①法令上の根拠 番号法別表第一の項目84に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定</p> <p>②移転先における用途 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>④移転する情報の対象となる本人の数 1万人未満</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 市県民税課税台帳に登録されている者</p>	<p>移転先22 障害者福祉課、健康づくり支援課</p> <p>①法令上の根拠 番号法第9条第2項、条例第4条第3項</p> <p>②移転先における用途 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>④移転する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 自立支援給付の支給対象者等</p>	事後	その他の項目の変更
平成28年1月18日	Ⅱ-5-移転先23	<p>移転先23 こども政策課、保育課</p> <p>①法令上の根拠 番号法別表第一の項目94に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定</p> <p>②移転先における用途 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 市県民税課税台帳に登録されている者</p>	<p>移転先23 こども政策課、保育課</p> <p>①法令上の根拠 番号法第9条第2項、条例第4条第3項</p> <p>②移転先における用途 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 施設型給付費の支給申請者等</p>	事後	その他の項目の変更
平成28年1月18日	Ⅱ-5-移転先24	挿入	<p>移転先24 医療助成課</p> <p>①法令上の根拠 番号法第9条第2項、条例第4条第2項</p> <p>②移転先における用途 川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者に対する医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>③移転する情報 市・県民税関係情報</p> <p>④移転する情報の対象となる本人の数 1万人未満</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 重度心身障害者に対する医療費助成金の支給対象者等</p> <p>⑥移転方法 その他(住記オンライン、既存業務システム)</p> <p>⑦時期・頻度</p>	事後	その他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月18日	Ⅱ-5-移転先25	挿入	移転先25 障害者福祉課 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項、条例第4条第2項 ②移転先における用途 川越市在宅心身障害者手当支給条例による在宅心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの ③移転する情報 市・県民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 1万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 在宅心身障害者手当の支給対象者等 ⑥移転方法 その他(住記オンライン、既存業務システム) ⑦時期・頻度 必要に応じて随時	事後	その他の項目の変更
平成28年1月18日	Ⅱ-5-移転先26	挿入	移転先26 こども政策課 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項、条例第4条第2項 ②移転先における用途 川越市ひとり親家庭等医療費支給条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの ③移転する情報 市・県民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 1万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ひとり親家庭等医療費の支給対象者等 ⑥移転方法 その他(住記オンライン、既存業務システム) ⑦時期・頻度 必要に応じて随時	事後	その他の項目の変更
平成28年1月18日	Ⅱ-5-移転先27	挿入	移転先27 こども政策課 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項、条例第4条第2項 ②移転先における用途 学校教育法第1条に規定する幼稚園(子ども子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を除く。)又はこれに準ずる施設として市長が認めるもの(以下「幼稚園等」という。)の設置者に対する補助金であって、当該設置者が行う当該幼稚園等において保育する幼児に係る授業料その他の費用の減額又は免除に対するものの交付に関する事務であって規則で定めるもの ③移転する情報 市・県民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	事後	その他の項目の変更
平成29年1月16日	I-7-①	政策財政部 市民税課	財政部 市民税課	事後	その他の項目の変更
平成29年1月16日	I-7-②	市民税課長 高木 康行	市民税課長 山下 隆	事後	その他の項目の変更
平成29年1月16日	Ⅱ-2-⑥	政策財政部 市民税課	財政部 市民税課	事後	その他の項目の変更
平成29年1月16日	Ⅱ-4-委託事項2	⑥委託先名 株式会社KSKデータ	⑥委託先名 株式会社恵和ビジネス	事後	その他の項目の変更
平成29年1月16日	Ⅱ-5-提供先2	⑦○年金特徴停止通知 年12回 ○特別徴収税額通知 年1回(7月)	⑦○年金特徴停止通知 年12回 ○年金特徴税額変更通知 年12回 ○特別徴収税額通知 年1回(7月)	事後	その他の項目の変更
平成29年1月16日	Ⅱ-5-移転先1	健康づくり支援課	健康管理課	事後	その他の項目の変更
平成29年1月16日	Ⅱ-5-移転先3	こども安全課	こども家庭課	事後	その他の項目の変更
平成29年1月16日	Ⅱ-5-移転先4	健康づくり支援課	健康管理課	事後	その他の項目の変更
平成29年1月16日	Ⅱ-5-移転先10	こども政策課	こども家庭課	事後	その他の項目の変更
平成29年1月16日	Ⅱ-5-移転先12	こども安全課	こども家庭課	事後	その他の項目の変更
平成29年1月16日	Ⅱ-5-移転先13	こども安全課	こども家庭課	事後	その他の項目の変更
平成29年1月16日	Ⅱ-5-移転先14	こども安全課	こども家庭課	事後	その他の項目の変更
平成29年1月16日	Ⅱ-5-移転先16	健康づくり支援課	健康管理課	事後	その他の項目の変更
平成29年1月16日	Ⅱ-5-移転先18	医療助成課	高齢・障害医療課	事後	その他の項目の変更
平成29年1月16日	Ⅱ-5-移転先22	障害者福祉課・健康づくり支援課	障害者福祉課・健康管理課	事後	その他の項目の変更
平成29年1月16日	Ⅱ-5-移転先24	医療助成課	高齢・障害医療課	事後	その他の項目の変更
平成29年1月16日	V-2-①	川越市役所 政策財政部 市民税課	川越市役所 財政部 市民税課	事後	その他の項目の変更
平成30年1月23日	I-2-システム9	記載なし	システム9に住民基本台帳ネットワークシステムを追加。	事後	その他の項目の変更
平成30年1月23日	Ⅱ-4-委託事項2	⑥委託先名 株式会社恵和ビジネス	⑥委託先名 株式会社KSKデータ	事後	その他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月23日	Ⅱ-4-委託事項3	⑥委託先名 株式会社ケイネットコミュニケーションズ	⑥委託先名 株式会社KSソリューションズ 川越支店	事後	その他の項目の変更
平成30年1月23日	Ⅱ-4-委託事項8	記載なし	委託事項8に個人住民税課税事務補助を追加	事後	その他の項目の変更
平成30年1月23日	Ⅱ-5-提供先2	⑦○年金特徴停止通知 年12回 ○年金特徴税額変更通知 年12回 ○特別徴収税額通知 年1回(7月)	⑦○年金特徴停止通知 年12回 ○年金特徴税額変更通知 年4回 ○特別徴収税額通知 年1回(7月)	事後	その他の項目の変更
	I-1-②事務の内容	1. 概要 (略) 以下の事務で特定個人情報を取り扱う。詳しくは、別添1参照。 2. 賦課業務の流れ (1)住記オンラインから、住記情報を取得し対象者情報を作成する。 (2)情報元から提出される申告書等(市申告書・確定申告書・回送資料・公的年金等支払報告書・給与支払報告書)情報を直接又は個人住民税課税システム以外のシステム(地方税ポータルセンタ(eLTAX)を経由して国税連携システム(eLTAX)・国税連携支援サービスシステム・課税原本資料イメージ管理システム・審査システム(eLTAX))を経由して収集し、それらを画像及び数値を電子化(一部は委託先業者に申告書等のデータを提供し、数値の電子化の納品物と申告書等のデータの返却をうける。)した上で住記情報等で作成された課税対象者に申告等情報を紐付けし、それらを統合・賦課決定した個人住民税課税ファイルを作成する。	【概要】 (略) 以下の事務で特定個人情報を取り扱う。詳しくは、別添1参照。 【賦課業務の流れ】 1 課税準備 (1)基本台帳の作成 住民基本台帳関係情報及び宛名情報を参照し、対象者情報(課税対象、被扶養対象)を作成する。 (2)市県民税申告書等の発送 市県民税の申告が必要と思われる者、給与支払者に市県民税申告書又は総括表(給与支払報告書)を発送する。 2 課税資料の受付・システムへの登録 (1)課税資料の受付 納税者、給与支払者、年金支払者等から提出される申告書及び通知書(市県民税申告書・確定申告書・回送資料・公的年金等支払報告書・給与支払報告書等、以下「課税資料」という)の情報を直接又は電子データで收受する。	事前	記載内容の明確化を図るための修正であり、重要な変更には当たらない。
	I-1-②事務の内容 (上記記載の続き)	(3)申告等情報に該当する課税対象者が存在しない場合は、情報元への税務調査を行う。 (4)情報元への税務調査の結果、住民登録はないが川越市で課税となる(住登外課税)者は、住記オンラインより個人番号を取得するとともに課税対象者として登録し、再度2の処理を実施する。 (5)情報元への税務調査の結果、市外の納税義務者であることが判明した場合は、直接又は国税連携システム(eLTAX)や地方税ポータルセンタ(eLTAX)を経由により、他自治体へ資料を回送する。 (6)既存業務システムより、生活保護情報等の賦課決定に必要な税務情報を取得すると同時に、既存システムに税務情報を登録する。 (7)数種の課税資料データを統合し、賦課決定を行う。その賦課決定の内容の税額通知等の作成のため、委託先業者に、(2)で作成した個人住民税課税ファイルの一部を提供し、委託業務完了後、納付書等の納品物とデータの返却を受ける。その後、住民のうちの納税義務者・年金支払者・給与支払者へ税額通知等を送付する。	(2)課税資料のデータ化、取込 紙媒体による課税資料は、記載内容のデータ化を行い、電子データとして受付した課税資料とあわせて、個人住民税課税システム等に取込む。 (3)課税資料の対象者特定 個人番号・4情報(氏名・性別・生年月日・住所)等をもとに、課税資料の対象者を特定する。 (4)他市町村への課税資料の回送 対象者が存在しない場合には、調査を行い、住民登録地等へ課税資料を送付する。 3 賦課決定 (1)課税資料の合算・精査・賦課決定 対象者ごとに課税資料を合算し、所得情報及び各種控除情報を統合し、課税内容の精査を行い、賦課決定を行う。 (2)税額通知書等の発送 賦課内容をもとに税額通知書等を作成し、納税者及び給与支払者、年金支払者へ通知する。 (3)証明書の発行 納税者からの申請に応じ、各種(課税・非課税・所得)証明書を発行する。 (4)賦課変更 納税者や給与支払者、年金支払者等からの申告・届出及び税務調査にもとづき、賦課内容の変更を行い、賦課決定を行うとともに、税額通知書等を発送する。	事前	記載内容の明確化を図るための修正であり、重要な変更には当たらない。
	I-1-②事務の内容 (上記記載の続き)	(8)決定・通知された賦課情報は、個人住民税課税システムから直接個人番号連携サーバへ連携(移転又は提供)し、その個人番号連携サーバから中間サーバへ連携(移転又は提供)する。また、個人住民税課税システムから直接住記オンラインと既存業務システムへ連携(移転又は提供)する。その後、住記オンラインと既存業務システムへ連携(移転又は提供)された賦課情報は、他業務システムと連携(移転又は提供)する。 (9)納税義務者やその扶養者からの請求に応じ、各種(課税・非課税・所得)証明を発行する。 (10)必要に応じ、川越市から情報元又は他自治体へ、国税庁又は他自治体から川越市へ税務調査を実施する。 (11)給与支払者(特別徴収義務者)又は納税義務者に関し、異動(納税義務者の就退職・支払者の所在地変更等)に応じ、各種届を受ける。	4 税務調査及び情報の提供 (1)情報照会 情報提供ネットワークシステム及び庁内他業務システムから、地方税関係情報や各種所得控除、税額決定に係る情報を取得する。 (2)情報提供 情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を実施するために、賦課決定を行った賦課情報の副本を作成し、連携する。また、庁内の他業務システムや税務署等へ、賦課情報を連携(移転又は提供)する。	事前	記載内容の明確化を図るための修正であり、重要な変更には当たらない。
	I-2-システム1	個人住民税課税システム(「税務システム」と同義)	I-2-システム10に記載を移行する。	事前	システム更新に伴い修正する。 (現行システム)
	I-2-システム2	宛名システム等(「宛名システム」と同義)	I-2-システム11に記載を移行する。	事前	システム更新に伴い修正する。 (現行システム)
	I-2-システム3	課税原本イメージ管理システム	I-2-システム12に記載を移行する。	事前	システム更新に伴い修正する。 (現行システム)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-2-システム1	挿入	システム1 「次期個人住民税課税システム(「税務システム」に含まれる)」の記載を追加	事前	システム更新に伴い追加する。(次期システム)
	I-2-システム2	挿入	システム2 「住民税課税支援システム」の記載を追加。	事前	システム更新に伴い追加する。(次期システム)
	I-2-システム4	審査システム(eLTAX)	I-2-システム3に記載を移行する。	事前	その他の項目の変更
	I-2-システム3 (審査システム(eLTAX))	②システムの機能 1. 地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税義務者、特別徴収義務者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。 2. このシステムでは、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。 3. 地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ、審査システム(eLTAX)で受領する。 4. 審査システム(eLTAX)は、本市では税務事務の効率化を図るため、税務システムと媒体で連携している。 5. 審査システム(eLTAX)には、給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金支払者に送付する機能がある。	②システムの機能 地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税義務者、事業者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の効率化に寄与するため、地方税共同機構(旧名称「一般社団法人地方税電子化協議会」)が構築したシステムであり、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出・納付について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。 審査システム(eLTAX)は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、事業者と自治体間のデータ連携を仲介する。 1. 申請・申告情報の照会・審査機能 ○送付された課税資料や利用届出情報の照会を行い、様式チェック等審査する機能。 ○必要に応じて職権訂正や不受理、返送を行う機能。 ○申請・申告の提出元に返送のお知らせ、その他メッセージ送信を行う機能。 2. 申請・申告情報の抽出・出力機能 ○課税資料のデータを課税支援システム等への取込み可能な形式に変換し、出力する機能。 3. 税額通知等管理機能 ○事業者ごとの課税番号、通知に必要な情報を登録、管理する機能。 ○税務システムから税額通知情報を連携し、データチェックを行い、地方税ポータルセンタ(eLTAX)へ送信する機能。	事前	その他の項目の変更
	I-2-システム3 (審査システム(eLTAX)) (上記記載の続き)	-	4. 年金特別徴収管理機能 ○地方税ポータルセンタより、年金特別徴収対象者情報・特別徴収結果通知等を受領し、出力する機能。 ○税務システムから特別徴収依頼情報等を連携し、データチェックを行い、地方税ポータルセンタ(eLTAX)へ送信する機能。 5. 地方税共通納税システム機能 ○事業者ごとの納税者IDと課税番号等の対応を管理し、地方税ポータルセンタ(eLTAX)へ連携する。 ○地方税ポータルセンタより納税者からの納付情報ファイル、納付情報管理ファイルを税務システムへ連携する。	事前	その他の項目の変更
	I-2-システム3 (審査システム(eLTAX)) (上記記載の続き)	③他のシステムとの接続 ○その他(地方税ポータルセンタ(eLTAX)、*媒体での連携のため本市の他のシステムとの接続はしていない。)	③他のシステムとの接続 ○その他(地方税ポータルセンタ(eLTAX)、電子申告審査・国税連携支援サービスシステム*媒体等での連携のため本市の他のシステムとの接続はしていない。)	事前	その他の項目の変更
	I-2-システム5	国税連携システム(eLTAX)	I-2-システム4に記載を移行する。	事前	その他の項目の変更
	I-2-システム4 (国税連携システム(eLTAX))	②システムの機能 1. 国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 2. 国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ送付される。 3. 国税連携システム(eLTAX)には、国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養正情報等データを国税庁に送付、他の市区町村に対して、所得税申告書等データを送付する等の機能がある。 ③他のシステムとの接続 ○その他(地方税ポータルセンタ(eLTAX)、国税連携支援サービスシステム)	②システムの機能 国税連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、国税と自治体間のデータ連携を仲介する。また、他自治体とのデータ連携を仲介する。 1. 国税データ連携機能 ○所得税申告書等データ等を受信する機能。扶養正情報等データを送信する機能。他の市区町村に対して、所得税申告書等データを送信する機能。 2. 自治体間データ連携 ○課税資料の他自治体への送信機能。 ○住民登録外課税通知データの送信機能、受信機能。 ○寄付金税額控除に係る申告特例通知データの送信・受信機能。 ③他のシステムとの接続 ○その他(地方税ポータルセンタ(eLTAX)、電子申告審査・国税連携支援サービスシステム*媒体等での連携のため本市の他のシステムとの接続はしていない。)	事前	その他の項目の変更
	I-2-システム6	国税連携支援サービスシステム	名称を「電子申告審査・国税連携支援サービスシステム」と変更し、I-2-システム5に記載を移行する。	事前	その他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-2-システム5 (電子申告審査・国税連携支援サービスシステム)	②システムの機能 ○国税連携システムより送信された所得税申告書等データ及びイメージデータの確認・修正を行い、そのデータを媒体を介して個人住民税課税システムに取り込むことができる。 ③他のシステムとの接続 ○その他(国税連携システム(eLTAX))	②システムの機能 1. 国税連携支援機能 ○国税連携システムより送信された所得税申告書等データ及びイメージデータの確認・修正を行い、そのデータを出力する機能。 2. 審査システム支援機能 ○審査システムより受領する電子申告、年金特徴情報の照会・出力管理機能。 ○地方税共通納税システムにおける納付情報の照会機能、データ集計機能、オンライン連携機能。 ③他のシステムとの接続 ○その他(国税連携システム(eLTAX)、審査システム(eLTAX)*媒体等での連携のため本市の他のシステムとの接続はしていない。)	事前	その他の項目の変更
	I-2-システム6	挿入	「庁内連携システム(統合DB・システム間連携基盤、汎用電子計算機を含む)」の記載を追加。	事前	システム更新に伴い追加する。 (次期システム)
	I-2-システム7	②システムの機能 1. 連携情報等管理機能 ○個人番号連携サーバにおいて、連携情報等を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 ③他のシステムとの接続 ○税務システム ○その他(中間サーバ)	②システムの機能 1. 連携情報等管理機能 ○宛名システムから住民データ、住登外データを受領し、統合宛名番号を付番する。 ○個人番号連携サーバにおいて、連携情報等を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 ③他のシステムとの接続 ○庁内連携システム ○その他(中間サーバ)	事前	その他の項目の変更
	I-2-システム9	②システムの機能 1. 地方公共団体システム機構への情報照会 ○全国サーバに対して、個人番号又は基本4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ③他のシステムとの接続 ○既存住民基本台帳システム	②システムの機能 当事務において使用権限がある機能のみ記載。 1. 地方公共団体システム機構への情報照会 ○全国サーバ・県サーバに対して、個人番号または基本4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 2. 税務システムからの依頼情報にもとづき機関別符号生成を行い、中間サーバへ連携する。 ③他のシステムとの接続 ○情報提供ネットワークシステム ○既存住民基本台帳システム	事前	その他の項目の変更
	I-4. 特定個人情報を取り扱う理由	①事務実施上の必要性 ○個人番号を利用して給与支払報告書等と申告書との名寄せをより正確かつ効率的に行うことにより、納税義務者に対する課税事務を適正に行うため。	①事務実施上の必要性 ○番号制度に係る税制上の対応として、課税資料等に個人番号の記載が求められ、納税者の所得情報等をより正確・効率的に把握した課税事務を行うため。 ○番号制度による情報連携において、他の番号事務実施者からの課税情報等の照会要求に対して、正確かつ迅速に応じる必要があるため。	事前	その他の項目の変更
	I-4. 特定個人情報を取り扱う理由	②実現が期待されるメリット 1. 各種所得、納付情報をより正確かつ効率的に名寄せ・突合することができる。 2. 所得の過少申告や税の不正還付等を効率的に防止・是正できる。	②実現が期待されるメリット 1. 納税者が各種申請を行う際に必要な課税証明書や各種所得控除等に係る添付書類が削減され、納税者の負担軽減につながる。 2. 各種所得、納付情報をより正確かつ効率的に名寄せ・突合することができる。 3. 所得の過少申告や税の不正還付等を効率的に防止・是正できる。	事前	その他の項目の変更
	I-5. 個人番号の利用	法令上の根拠 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) (1)第9条(利用範囲)および別表第1の16の項	法令上の根拠 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(「番号法」という。) (1)第9条(利用範囲)および別表第1の16の項 2. 地方税法その他の地方税に関する法令並びに川越市市税条例及び市税条例施行規則	事前	重要な変更
	I-7. 評価実施期間における担当部署	②所属長 市民税課長 山下 隆	②所属長の役職名 市民税課長	事前	その他の項目の変更
	I(別添1)	挿入	事務の内容 次期個人住民税課税システムの利用による事務の内容	事前	システム更新に伴い追加する。 (次期システムの事務の内容)
	II-2-④記録される項目	主な記録項目 ・業務関係情報 ○国税関係情報、○地方税関係情報、○生活保護・社会福祉関係情報、○年金関係情報	主な記録項目 ・業務関係情報 ○国税関係情報、○地方税関係情報、○医療保険関係情報、○障害者福祉関係情報、○生活保護・社会福祉関係情報、○介護・高齢者福祉関係情報、○年金関係情報	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ-2-④記録される項目	<p>その妥当性</p> <p>1. 識別情報 対象者を正確に特定するために保有。</p> <p>2. 連絡先等情報 対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録。</p> <p>3. 業務関係情報</p> <p>○国税関係情報 申告書区分、納税者番号等を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。</p> <p>○地方税関係情報 所得、控除等を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。</p> <p>○生活保護・社会福祉関係情報 個人住民税の非課税判定のため。</p> <p>○年金関係情報 年金からの特別徴収税額を決定するため。</p>	<p>その妥当性</p> <p>1. 識別情報 対象者を正確に特定するために保有。</p> <p>2. 連絡先等情報 対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録。</p> <p>3. 業務関係情報</p> <p>○国税関係情報 申告書区分、納税者番号等を記録することにより、適正な課税を行うため。</p> <p>○地方税関係情報 所得、控除等を記録することにより、適正な課税を行うため。</p> <p>○医療保険関係情報 国民健康保険、後期高齢者医療保険の賦課徴収に関する情報を確認し、適正な課税を行うため。</p> <p>○障害者福祉関係情報 所得控除・非課税要件を確認し、適正な課税を行うため。</p> <p>○生活保護・社会福祉関係情報 個人住民税の非課税要件を確認し、適正な課税を行うため。</p> <p>○介護・高齢者福祉関係情報 介護保険の賦課徴収に関する情報を確認し、適正な課税を行うため。</p> <p>○年金関係情報 年金からの特別徴収税額を決定するため。</p>	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-3-①入手元	<p>①入手元</p> <p>○本人又は本人の代理人</p> <p>○評価実施期間内の他部署(市民課、生活福祉課)</p> <p>○行政機関・独立行政法人等(国税庁、年金保険者(日本年金機構のみ))</p> <p>○地方公共団体・独立行政法人(他の市区町村)</p> <p>○民間事業者(給与支払者、年金保険者(日本年金機構を除く))</p> <p>○その他(年金支払者)</p>	<p>①入手元</p> <p>○本人又は本人の代理人</p> <p>○評価実施期間内の他部署(市民課、生活福祉課、障害者福祉課、介護保険課、高齢・障害医療課)</p> <p>○行政機関・独立行政法人等(国税庁、年金保険者(日本年金機構のみ)、地方公共団体情報システム機構)</p> <p>○地方公共団体・独立行政法人(他の市区町村)</p> <p>○民間事業者(給与支払者、年金保険者(日本年金機構を除く))</p> <p>○その他()</p>	事前	重要な変更
	Ⅱ-3-②入手方法	<p>②入手方法</p> <p>○紙、○電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、○専用線、○情報提供ネットワークシステム、○その他(地方税ポータルセンタ(eLTAX))</p>	<p>②入手方法</p> <p>○紙、○電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、○専用線、○庁内連携システム、○情報提供ネットワークシステム、○その他(地方税ポータルセンタ(eLTAX)(LGWAN))</p>	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-3-③入手の時期・頻度	<p>③入手の時期・頻度</p> <p>1. 定期的に入手する事務</p> <p>(1)給与支払報告書、公的年金等支払報告書</p> <p>○毎年1月の報告書提出期間。</p> <p>(2)確定申告書、個人住民税申告書</p> <p>○毎年1月～3月の申告受付期間。</p> <p>2. 個別に対応する事務</p> <p>○居住の実態を調査し、登録が必要と判断された場合。</p> <p>○修正申告・更正決定が発生した時点。</p> <p>3. 本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者からの(インターネット回線による)入手</p> <p>○番号制度が導入されると、審査システム(eLTAX)では、個人番号が記載された申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、各種申請・届出のデータを地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領することとなる。</p> <p>その提出時期については、地方税法等に規定されているところであり、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書については、1月31日までとされている。</p>	<p>③入手の時期・頻度</p> <p>1. 本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手</p> <p>(1)給与支払報告書、公的年金等支払報告書</p> <p>○毎年1月の報告書提出期間。他通年。</p> <p>(2)確定申告書、個人住民税申告書</p> <p>○毎年1月～3月の申告受付期間。他通年。</p> <p>2. 他部署からの入手</p> <p>(1)各保険料の徴収情報</p> <p>○毎年1月の申告受付開始時期。</p> <p>(2)生活保護、障害者情報</p> <p>○控除要件の確認、減免、非課税判定を実施する場合。</p> <p>(3)介護保険年金特別徴収情報</p> <p>○対象者情報の判定時期(5月・7月)</p>	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-3-③入手の時期・頻度 (上記記載の続き)	<p>③入手の時期・頻度</p> <p>4. 公的年金等支払者からの(DVDによる)入手</p> <p>(1)公的年金等支払者から、DVDで一般社団法人地方税電子化協議会に提出された個人番号が記載された公的年金等支払報告書、特別徴収対象者情報の通知、特別徴収税額通知の処理結果通知、特別徴収結果通知、特別徴収停止通知の処理結果通知のデータを地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領することとなる。</p> <p>その提出時期については、地方税法等に規定されているところであり、</p> <p>○公的年金等支払報告書については、1月31日まで</p> <p>○特別徴収対象者情報の通知については、5月25日まで</p> <p>○特別徴収税額通知の処理結果通知については、9月30日まで</p> <p>などとされている。</p> <p>5. 国税庁、他の市区町村からの(国税連携システム(eLTAX)による)入手</p> <p>○国税当局に提出された個人番号が記載された所得税の申告書、法定調書情報を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領し、その提出時期については所得税法等に規定されている。例えば、所得税の確定申告書については2月1日から3月15日の期間に国税当局に提出され、日次で国税庁から受領する。</p>	<p>3. 年金保険者からの入手</p> <p>(1)年金からの特別徴収情報</p> <p>○年金特別徴収対象者情報(5月)</p> <p>○年金特別徴収結果通知(奇数月)</p> <p>○年金特別徴収停止結果通知(毎月)</p> <p>○年金特別徴収変更結果通知(7・8月を除く毎月)</p> <p>4. 地方公共団体情報システム機構(住民基本台帳ネットワーク)からの入手</p> <p>(1)居住実態、住民登録地、識別情報</p> <p>○課税資料の受付において、又は被扶養者の調査が必要となった場合。</p> <p>5. 情報提供ネットワークシステムからの入手</p> <p>(1)所得、控除、非課税判定に係る情報</p> <p>○課税内容の調査が必要となった場合。</p>	事前	その他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ-3-④入手に係る妥当性	④入手に係る妥当性 地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3に基づき、本人からの申告書及び給与支払報告書又は公的年金等支払報告書より入手する。	④入手に係る妥当性 地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3に基づき、本人からの申告書及び給与支払報告書又は公的年金等支払報告書より入手する。 番号利用法第14条第2項、同第19条第7号に基づき、調査が必要となった場合に限り、住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムより入手する。	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-3-⑤本人への明示	⑤本人への明示 地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3に明示している。	⑤本人への明示 上記「④入手に係る妥当性」に記載の法令等に明示されている。	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-3-⑧使用方法	⑧使用方法 1. 課税対象者の情報の管理(略) 2. 課税事務(略)	⑧使用方法 1. 課税対象者の情報の管理(略) 2. 課税事務(略) 3. その他 ○納税義務者等からの請求に応じ、課税証明等を発行する。	事前	重要な変更
	Ⅱ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託の有無 ・委託する ・7件	委託の有無 ・委託する ・12件	事前	重要な変更
	Ⅱ-4-委託事項1	個人住民税課税システムの保守・運用・改修	名称を「個人住民税課税システムの保守・運用・改修」に変更し、委託事項12に記載を移行する。	事前	システム更新に伴い修正する。 (現行システムに係る委託)
	Ⅱ-4-委託事項1	挿入	委託事項1 「次期個人住民税課税システムの構築及び運用保守」の記載を追加。	事前	重要な変更 システム更新に伴い追加する。 (次期システムに係る委託)
	Ⅱ-4-委託事項2	委託事項2 給与支払報告書の処理業務 ①委託内容 給与支払報告書のデータパンチ ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ・対象となる本人の範囲 市に給与支払報告書が提出された者。 ・その妥当性 該当者突合を行うために、給与支払報告書に記載された個人番号を取り扱う必要があるため。 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 ○紙	委託事項2 給与支払報告書等の入力業務 ①委託内容 給与支払報告書及び公的年金支払報告書の記載内容をパンチし、データ化を行う。 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ・対象となる本人の範囲 市に給与支払報告書、公的年金支払報告書が提出された者。総括表に記載の個人事業主。 ・その妥当性 多数の給与支払報告書の記載内容を迅速かつ正確にパンチし、個人住民税課税システムへ取込む必要があるため。 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 ○電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-4-委託事項3	委託事項3 市・県民税申告書のデータパンチ ①委託内容 市県民税申告書の紙を基に個人住民税課税システムで利用できる電子データファイルを作成(データパンチ)する。 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ・その妥当性 市県民税の賦課に係る業務の遂行に必要なため。 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 ○紙 ⑥委託先名 株式会社KSソリューションズ 川越支店	委託事項3 市・県民税申告書等のデータパンチ ①委託内容 市県民税申告書・寄付金税額控除に係る申告特例通知書の記載内容をパンチし、データ化を行う。 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ・その妥当性 多数の市県民税申告書等の記載内容を迅速かつ正確にパンチし、個人住民税課税システムへ取込むため。 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 ○紙、○電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ⑥委託先名 株式会社アクト・ジャパン	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-4-委託事項4	委託事項4 特別徴収税額通知書の作成 ①委託内容 特別徴収税額通知書のデータ印刷、裁断及び封入封緘。 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ・対象となる本人の範囲 特別徴収義務のある事業所に勤務する給与所得者。 ・その妥当性 個人住民税課税の特別徴収対象となる給与所得者に通知するために必要である。 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 ○電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) ⑦再委託の有無 再委託しない ⑧再委託の許諾方法 記載なし ⑨再委託事項 記載なし	委託事項4 特別徴収税額通知書の作成、封入封緘(個人番号は取扱わない) ①委託内容 特別徴収税額通知書のデータ印刷、裁断、圧着及び封入封緘。 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ・対象となる本人の範囲 特別徴収義務のある事業所に勤務する給与所得者及び個人事業主。 ・その妥当性 多数の納入義務者(事業所)に送付する特別徴収税額通知書を正確かつ迅速に印字・封入・封緘を行うため。 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 ○紙、○その他(LGWAN) ⑦再委託の有無 再委託する ⑧再委託の許諾方法 委託業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報、再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。 ⑨再委託事項 封入・封緘業務	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II-4-1 委託事項5	委託事項5 市県民税納税通知書の作成、封入封緘 ①委託内容 市県民税納税通知書のデータ印刷、裁断及び封入封緘。 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ・対象となる本人の範囲 納税義務者。(特別徴収義務のある事業所に勤務する給与所得者を除く) ・その妥当性 納税義務者(個人住民税の特別徴収対象となる給与所得者を除く)に通知するために必要である。 ⑦再委託の有無 再委託しない ⑧再委託の許諾方法 記載なし ⑨再委託事項 記載なし	委託事項5 市県民税納税通知書等の作成、封入封緘(個人番号は取扱わない) ①委託内容 市県民税納税通知書、市県民税申告書のデータ印刷、裁断及び封入封緘。 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ・対象となる本人の範囲 納税義務者、納税管理人等として送付先の対象となる者。 ・その妥当性 多数の納税義務者に送付する納税通知書を正確かつ迅速に印字・封入・封緘を行うため。 ⑦再委託の有無 再委託する ⑧再委託の許諾方法 委託業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報、再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。 ⑨再委託事項 封入・封緘業務	事前	重要な変更
	II-4-1 委託事項6	委託事項6 審査システム及び国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務 ①委託内容 審査システム、国税連携システム(eLTAX)の保守作業等のサービス。 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ・対象となる本人の範囲 eLTAXを利用して申告する納税者、給与支払報告者から給与の支払いを受けている者及び公的年金等受給者、所得税申告者等。 ・その妥当性 国税連携データ受信サーバを、委託共同型により利用しているため。	委託事項6 審査システム及び国税連携システム(eLTAX)のサービス提供・運用に関する業務 ①委託内容 審査システム及び国税連携システム(eLTAX)のサービス提供・運用保守に関する業務 電子申告審査・国税連携支援サービスの提供・運用保守に関する業務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ・対象となる本人の範囲 eLTAXを利用して申告する納税者、給与所得者及び公的年金等受給者、所得税申告者、寄付金税額控除に係る申告特例対象者等。 ・その妥当性 審査サーバ、国税連携サーバを委託共同型により利用することで、eLTAXの効率的な運用を図れる。 データ連携サービス等、追加サービスの利用により補正を行った確定申告書等のデータを取込むことで効率的な課税事務を行うことができる。	事前	その他の項目の変更
	II-4-1 委託事項7	国税連携支援サービスシステムの運営に関する業務	削除(記載を委託事項6に統合)	事前	その他の項目の変更
	II-4-1 委託事項8	個人住民税課税事務補助	委託事項7に記載を移行する。	事前	その他の項目の変更
	II-4-1 委託事項7 (個人住民税課税事務補助)	①委託内容 課税資料の整理・点検 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ・その妥当性 市県民税の賦課に係る業務の遂行に必要なため。 ④委託先への特定個人情報ファイルの提要方法 ○専用線、○紙	①委託内容 当初課税時期における課税資料の郵便開封、整理・点検・補記、課税資料の補正、課税対象者の特定作業 ・その妥当性 大量に到達する課税資料を正確かつ迅速に点検し、データパンチ作業の準備を行うため。 ④委託先への特定個人情報ファイルの提要方法 ○紙、○その他(庁内での作業)	事前	その他の項目の変更
	II-4-1 委託事項8	挿入	委託事項8 「庁内連携システムの構築、運用支援及び保守業務」の記載を追加。	事前	重要な変更
	II-4-1 委託事項9	挿入	委託事項9 「庁内連携システムの構築、運用支援及び保守業務」の記載を追加。	事前	重要な変更
	II-4-1 委託事項10	挿入	委託事項10 「庁内連携システムの構築、運用支援及び保守業務」の記載を追加。	事前	重要な変更
	II-4-1 委託事項11	挿入	委託事項11 「電算入力データパンチ業務」の記載を追加。	事前	重要な変更
	II-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供・移転の有無 ○提供を行っている(62)件	提供・移転の有無 ○提供を行っている(63)件		その他の項目の変更
	II-5-1 提供先2	③提供する情報 地方税法第321条の7の5第1項及び第321条の7の8第3項に基づき、当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る支払回数割特別徴収税額、当該特別徴収対象年金所得者の氏名及び住所、当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の種類並びに当該年金保険者の名称、当該特別徴収対象年金所得者の性別及び生年月日並びに当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の額 ⑦時期・頻度 ○年金特徴停止通知 年12回 ○年金特徴税額変更通知 年4回 ○特別徴収税額通知 年1回(7月)	③提供する情報 個人番号、4情報、年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨、回数割特別徴収税額、特別徴収対象年金給付の種類並びに当該年金保険者の名称、特別徴収対象年金給付の額 ⑦時期・頻度 ○特別徴収税額通知 年1回(7月) ○年金特別徴収停止通知 年12回 ○年金特別徴収税額変更通知 年10回	事前	その他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ-5-提供先3	③提供する情報 地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって、本市が所得を計算して個人住民税を課した場合において、該当者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額等 ⑥提供方法 ○その他(LGWAN、専用線)	③提供する情報 個人番号、4情報、市県民税関係情報 ⑥提供方法 ○専用線、○紙、○その他(LGWAN)	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-5-提供先5	③提供する情報 地方税法第321条の4第1項に基づき、給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等 ⑥提供方法 ○紙、○その他(LGWAN、インターネット回線)	③提供する情報 個人番号、4情報、給与所得に係る特別徴収税額 ⑥提供方法 ○電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、○紙、○その他(LGWAN、インターネット回線)	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-5-提供先6	⑥提供方法 ○その他(既存業務システム、他業務システム)	⑥提供方法 ○その他(庁内連携システム)	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-5-提供先7	⑥提供方法 ○その他(既存業務システム、他業務システム)	⑥提供方法 ○その他(庁内連携システム)	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-5-移転先1	⑥移転方法 ○その他(既存業務システム、他業務システム)	⑥移転方法 ○庁内連携システム	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-5-移転先2	⑥移転方法 ○その他(住記オンライン、既存業務システム、他業務システム)	⑥移転方法 ○庁内連携システム	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-5-移転先3	⑥移転方法 ○その他(住記オンライン)	⑥移転方法 ○庁内連携システム	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-5-移転先4	⑥移転方法 ○紙	⑥移転方法 ○庁内連携システム、○紙	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-5-移転先5	⑥移転方法 ○その他(住記オンライン、既存業務システム、他業務システム)	⑥移転方法 ○庁内連携システム	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-5-移転先6	⑥移転方法 ○その他(既存業務システム)	⑥移転方法 ○庁内連携システム、○紙	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-5-移転先7	⑥移転方法 ○紙	⑥移転方法 ○庁内連携システム、○紙	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-5-移転先8	⑥移転方法 ○その他(住記オンライン、既存業務システム、他業務システム)	⑥移転方法 ○庁内連携システム、○紙	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-5-移転先9	⑥移転方法 ○その他(住記オンライン、既存業務システム、他業務システム)	⑥移転方法 ○庁内連携システム	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-5-移転先10	⑥移転方法 ○その他(住記オンライン、既存業務システム、他業務システム)	⑥移転方法 ○庁内連携システム	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-5-移転先11	⑥移転方法 ○その他(住記オンライン)	⑥移転方法 ○庁内連携システム	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-5-移転先12	⑥移転方法 ○その他(住記オンライン)	⑥移転方法 ○庁内連携システム	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-5-移転先13	⑥移転方法 ○その他(住記オンライン)	⑥移転方法 ○庁内連携システム	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-5-移転先14	⑥移転方法 ○その他(住記オンライン)	⑥移転方法 ○庁内連携システム	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-5-移転先15	⑥移転方法 ○その他(住記オンライン、既存業務システム)	⑥移転方法 ○庁内連携システム	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-5-移転先16	⑥移転方法 ○その他(既存業務システム、他業務システム)	⑥移転方法 ○庁内連携システム	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-5-移転先17	⑥移転方法 ○その他(住記オンライン、既存業務システム、他業務システム)	⑥移転方法 ○庁内連携システム	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-5-移転先18	⑥移転方法 ○その他(住記オンライン、既存業務システム、他業務システム)	⑥移転方法 ○庁内連携システム	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-5-移転先19	⑥移転方法 ○その他(既存業務システム)	⑥移転方法 ○庁内連携システム	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-5-移転先20	⑥移転方法 ○その他(住記オンライン、既存業務システム、他業務システム)	⑥移転方法 ○庁内連携システム	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-5-移転先21(別紙)	⑥移転方法 ○その他(住記オンライン)	⑥移転方法 ○庁内連携システム	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-5-移転先22(別紙)	⑥移転方法 ○その他(住記オンライン、既存業務システム、他業務システム)	⑥移転方法 ○庁内連携システム	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-5-移転先23(別紙)	⑥移転方法 ○その他(住記オンライン、既存業務システム、他業務システム)	⑥移転方法 ○庁内連携システム	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-5-移転先24(別紙)	⑥移転方法 ○その他(住記オンライン、既存業務システム)	⑥移転方法 ○庁内連携システム	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-5-移転先25(別紙)	⑥移転方法 ○その他(住記オンライン、既存業務システム)	⑥移転方法 ○庁内連携システム	事前	その他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ-5-移転先26(別紙)	⑥移転方法 ○その他(住記オンライン、既存業務システム)	⑥移転方法 ○庁内連携システム	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-5-移転先27(別紙)	⑥移転方法 ○その他(住記オンライン、既存業務システム、他業務システム)	⑥移転方法 ○庁内連携システム	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ-6-①保管場所	2. 個人住民税課税システムにおける措置 (1)本市のサーバ設置場所は、ICカード等での入室管理を行っており、あらかじめ許可された者のみが入室できるようになっている。	2. 個人住民税課税システムにおける措置 (1)データセンターにおいては、セキュリティゲートにて入退館管理をしている施設内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 (2)本市施設内においては、個人認証により、権限を持つ限られた者のみ入室ができる区画に設置されたサーバ内に保管している。	事前	重要な変更
	Ⅱ-6-③消去方法	1. 紙及び電子媒体における措置 (1)保存期間を過ぎた申請書・帳票等、紙媒体の特定個人情報については、機密性を確保するために溶解処理等を行い廃棄する。 (2)保存期間を過ぎた申請書・帳票等、電子媒体の特定個人情報については、そのデータを削除する。	1. 紙及び電子媒体における措置 (1)保存期間を過ぎた申請書・帳票等、紙媒体の特定個人情報については、機密性を確保するために溶解処理等を行い廃棄する。 (2)保存期間を過ぎた申請書・帳票等、電子媒体の特定個人情報については、そのデータを削除する等復元できない状態にした上で廃棄する。	事前	その他の項目の変更
	Ⅱ(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	挿入	特定個人情報ファイル記録項目	事前	システム更新に伴い追加する。 (次期システムの記録項目)
	Ⅲ-2-リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 1. 本人等からの入手 ○申告が代理人であった場合には、身分証明書の提示を求めることで、申告者の情報であることを確認している。 2. 本市他部署、官公署等、他団体等及び民間事業者からの入手 ○eLTAX・国税連携等を通じて提出された課税資料の個人番号及び基本4情報は、本市保有情報とのバッチ処理によって突合し、チェックした上で入手している。 ○電子媒体による事業者・年金保険者からの入手については、事前に提出の承認をした者、法令により義務付けられた者からのみ入手することになっている。 ○本市の課税対象者以外の課税資料が誤って本市に送付されてきた場合、速やかに該当の市区町村に回送する。 ○eLTAXによる入手については、eLTAX利用を許可した職員以外は、操作が行えないようにしている。(eLTAXについては以下3を参照。)	対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 1. 本人等からの入手 ○申告が代理人であった場合には、代理権確認書類等の提示を求めることで、申告者の情報であることを確認している。 2. 本市他部署、官公署等、他団体等及び民間事業者からの入手 ○eLTAXを通じて提出された課税資料の個人番号及び基本4情報は、本市保有情報とのバッチ処理によって突合し、チェックした上で入手している。 ○電子媒体による事業者・年金保険者からの入手については、事前に提出の承認をした者、法令により義務付けられた者からのみ入手することになっている。 ○本市の課税対象者以外の課税資料が誤って本市に送付されてきた場合、速やかに該当の市区町村に回送する。	事前	重要な変更
	Ⅲ-2-リスク1: 目的外の入手が行われるリスク (上記記載の続き)	3. eLTAXからの入手 【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)】 ○地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、公的年金等支払者から提出されたDVDに記録された情報を格納しており、DVDに記録された提出先情報により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルセンタ(eLTAX)から取得できる情報に制限がされている。 【国税庁、他市区町村】 ○国税連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて接続先が固定されており、国税庁及び他市区町村としか繋がっており、国税庁及び他市区町村から送信される情報以外を入手することはできない。	3. eLTAXからの入手 【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)】 ○地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、公的年金等支払者から提出された情報に記載された提出先情報により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルセンタ(eLTAX)から取得できる情報に制限がされている。 【国税庁、他市区町村】 ○国税連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルシステム(eLTAX)からの情報の入手を制限し、国税庁又は他市区町村から送信された情報に記載される提出先の対象者情報以外を入手することはできない。	事前	その他の項目の変更
	Ⅲ-2-リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	入手の際の本人確認措置の内容 2. eLTAXからの入手 【給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)] 【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)】 【国税庁】 ○特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は「【本人又は本人の代理人】」と同様である。) 【他市区町村】 ○国税連携システム(eLTAX)で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は「【本人又は本人の代理人】」と同様である。)	入手の際の本人確認措置の内容 2. eLTAXからの入手 【給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)] 【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)】 【国税庁】 【他市区町村】 ○特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は「【本人又は本人の代理人】」と同様である。)	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-2-リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	<p>個人番号の真正性確認の措置の内容</p> <p>1. 本人等からの入手</p> <p>○住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りに基づき、住記オンラインと照合することにより個人番号の真正性確認を行っている。</p> <p>3. eLTAXからの入手</p> <p>【本人又は本人の代理人】</p> <p>○税務システムは、個人番号連携サーバと連携して個人番号を保有しており、申告データ等を審査システム(eLTAX)から税務システムに登録する際に、真正性確認をする。</p> <p>【給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)]</p> <p>【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)]</p> <p>【国税庁】</p> <p>○特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の真正性確認は【本人又は本人の代理人】と同様である。)</p> <p>【他市区町村】</p> <p>○国税連携システム(eLTAX)で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の真正性確認は【本人又は本人の代理人】と同様である。)</p>	<p>個人番号の真正性確認の措置の内容</p> <p>1. 本人等からの入手</p> <p>○住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りに基づき、個人住民税課税システムと照合することにより個人番号の真正性確認を行っている。</p> <p>3. eLTAXからの入手</p> <p>【本人又は本人の代理人】</p> <p>○個人住民税課税システムは、個人番号連携サーバと連携して個人番号を保有しており、申告データ等を審査システム(eLTAX)から個人住民税課税システムに登録する際に、真正性確認をする。</p> <p>【給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)]</p> <p>【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)]</p> <p>【国税庁】</p> <p>【他市区町村】</p> <p>○特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の真正性確認は【本人又は本人の代理人】と同様である。)</p>	事前	重要な変更
	Ⅲ-2-リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p> <p>2. eLTAXからの入手</p> <p>【国税庁】</p> <p>○正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。</p> <p>【他市区町村】</p> <p>○国税連携システム(eLTAX)で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。</p>	<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p> <p>2. eLTAXからの入手</p> <p>【国税庁】</p> <p>【他市区町村】</p> <p>○正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁又は他市区町村に委ねられる。</p>	事前	重要な変更
	Ⅲ-2-リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	<p>リスクに対する措置の内容</p> <p>1. 本人等からの入手</p> <p>○庁内連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用している。</p> <p>2. eLTAXからの入手</p> <p>【国税庁、他市区町村】</p> <p>○国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線が利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。</p>	<p>リスクに対する措置の内容</p> <p>1. 本人等からの入手</p> <p>○庁内連携については、外部ネットワークからの不正なアクセスを防止するため、閉域網にて通信を行い、データを暗号化している。</p> <p>2. eLTAXからの入手</p> <p>【国税庁】</p> <p>○国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線が利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。</p> <p>【他市区町村】</p> <p>○他市区町村から地方税ポータルセンタ(eLTAX)、そして地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。</p>	事前	重要な変更
	Ⅲ-3-リスク1: 目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスク	<p>宛名システム等における措置の内容</p> <p>個人番号連携サーバは、法令に定められた部署以外からのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、個人住民税システムへは、アクセス制限を設け、権限のない者の接続を認めない。</p> <p>その他の措置の内容</p> <p>インターネットを扱う端末と業務システムを扱う端末を分けており、業務システムで使用する端末については外部と接続していない。</p>	<p>宛名システム等における措置の内容</p> <p>個人番号連携サーバへは、アクセス制限を設け、法令に定められた部署以外からのアクセスを認めない。また、個人住民税システムへは、アクセス制限を設け、権限のない者の接続を認めない。</p> <p>その他の措置の内容</p> <p>インターネットを扱う端末と業務システムを扱う端末を分けており、業務システムで使用する端末については外部と接続していない(LGWANを除く)。</p>	事前	重要な変更
	Ⅲ-3 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>○端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。</p>	<p>○端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く、又は保護シートをつける。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	<p>情報管理体制の確認 ○外部委託業者を選定する際、委託先の情報保護管理体制としてISMSやプライバシーマーク等、個人情報保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得していることを契約要件とする。また、事業実績など社会的信用と能力があることを確認する。</p> <p>○国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、一般社団法人地方税電子化協議会が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者へ委託している。当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。</p> <p>審査システム(eLTAX)の運営に関する業務についても、上記に準じた確認を行っている。</p>	<p>情報管理体制の確認 ○外部委託業者を選定する際、委託先の情報保護管理体制としてISMSやプライバシーマーク等、個人情報保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得していることを契約要件とする。また、事業実績など社会的信用と能力があること、個人情報保護に関する規定や体制の整備、安全管理措置がとられていることを確認する。</p> <p>○国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、一般社団法人地方税電子化協議会が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者へ委託している。当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。</p> <p>審査システム(eLTAX)の運営に関する業務についても、上記に準じた確認を行っている。</p> <p>○委託業者選定後は、必要に応じて事業所への訪問を行い、情報管理体制について現地確認を行う。</p>	事前	重要な変更
	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	<p>特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ○委託業者が使用する端末の操作ログ及び特定個人情報ファイルを使用したアクセス記録を行う。 ○定期的に不正なアクセスがないことの確認を行う。 ○操作ログは外部媒体に年度ごとに分け10年間保管する。</p>	<p>特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ○委託業者が使用する端末の操作ログ及び特定個人情報ファイルを使用したアクセス記録を行い、不正利用者を迅速に特定できるようにする。 ○契約書・仕様書に基づき、委託業務が適切に行われていることを確認する。</p>	事前	重要な変更
	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	<p>特定個人情報の提供のルール 委託先から他社への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 ○システム保守等につきましては、庁舎内で作業を行うため、委託業者に特定個人情報を保管させることはない。 ○納税通知書作成作業等につきましては、委託業者に作業に必要最小限度の個人情報のみを提供し、特定個人情報全てを保管させないようにする。 ○再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。 ○随時、職員は委託業者に対して、必要な調査や報告を求めることができる。</p>	<p>特定個人情報の提供のルール 委託先から他社への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 ○再委託の実施は、再委託の必要性、再委託先での管理方法、セキュリティ管理体制の報告を受け、問題がない場合に限り承認する。 ○特定個人情報取扱責任者を明確にし、特定個人情報の保護措置が適切に行えるよう社内教育が行われているかを確認する。 ○再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。 ○随時、職員は委託業者に対して、必要な調査や報告を求めることができる。</p>	事前	重要な変更
	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	<p>特定個人情報の提供のルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 ○運用支援・改修に関しては、基本的に契約書にて委託業務実施場所を市役所内に限定し、外部への持ち出しを禁止する。 ○随時、職員は委託業者に対して、必要な調査や報告を求めることができる。</p>	<p>特定個人情報の提供のルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 ○委託先へ特定個人情報を提供する際には、紙や電子記録媒体にかかわらず施錠可能なケースに格納した上で提供する。また、データは暗号化した上で提供する。 ○委託先への提供の際には、記録簿に記載し、提供状況を管理する。 ○通知書作成作業等については、委託業者に作業に必要最小限度の個人情報のみを提供し、特定個人情報は提供しない。 ○特定個人情報取扱責任者を決定し、特定個人情報の保護措置を適切に行うための実施体制を明確化させる。 ○特定個人情報の保護措置が適切に図られているかを書面、または必要に応じて現地で確認する。 ○随時、職員は委託業者に対して、必要な調査や報告を求めることができる。</p>	事前	重要な変更
	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	<p>特定個人情報の消去のルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法 ○委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃業完了の報告を書面にて報告する。</p>	<p>特定個人情報の消去のルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法 ○委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃業完了の報告を書面にて提出させる。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容 ○特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する。 ○特定個人情報の目的外利用を禁止する。 ○特定個人情報の複製及び外部へ持出しを禁止する。 ○事故発生又は事故発生の生じるおそれがあることを知った場合は、速やかに報告し、適切な対応を行う。 ○作業期間の過ぎた特定個人情報を完全に消去又は廃棄する。 ○特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する。 ○委託業者の管理者は、個人情報の取扱い状況について作業期間中及び作業期間完了後にチェックを行い、委託元へ書面により報告する。 ○随時、職員は委託業者に対して、必要な調査や報告を求めることができる。 ○前各号に掲げる事項に違反した場合は、契約解除及び損害賠償請求をすることができる。	委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容 ○業務の実施体制、特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する。 ○再委託が認められている場合には、申請を行い、委託元の承認を得ること。 ○特定個人情報の第三者への開示又は提供を禁止する。 ○特定個人情報の目的外利用を禁止する。 ○委託元が認めていない特定個人情報の複製及び外部への持出しを禁止する。 ○特定個人情報の保護について社内教育を行う。 ○従業員は、個人情報保護の遵守について誓約書を提出する。 ○委託業者の管理者は、委託元に対して特定個人情報の取扱い状況について書面により報告する。 ○作業期間の過ぎた特定個人情報を返却、及び完全に消去又は廃棄する。 ○随時、委託元は委託業者に対して、必要な実地調査や報告を求めることができる。 ○事故発生又は事故発生の生じるおそれがあることを知った場合は、速やかに報告し、適切な対応を行う。 ○前各号に掲げる事項に違反した場合は、委託元が契約解除及び損害賠償請求をすることができる。	事前	重要な変更
	Ⅲ-5-リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク	特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法 (eLTAXで提供する分) 【国税庁、他市区町村】 ○国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法 (eLTAXで提供する分) 【国税庁、他市区町村】 ○国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	事前	重要な変更
	Ⅲ-5-リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク	その他の措置の内容 マシン室等への入室権限及び特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を管理し、個人情報の持ち出しを制限する。	その他の措置の内容 サーバ室等への入室権限及び特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を管理し、個人情報の持ち出しを制限する。	事前	重要な変更
	Ⅲ-5-リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	リスクに対する措置の内容 ○番号法別表第1に該当する個人番号利用事務の庁内連携は、外部ネットワークから切り離された庁内ネットワークで行う。 (eLTAXで提供する分) 【国税庁、他市区町村】 ○国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	リスクに対する措置の内容 ○番号法別表第1に該当する個人番号利用事務の庁内連携は、外部ネットワークからの不正なアクセスを防止するため、閉域網にて通信を行い、データを暗号化している。 (eLTAXで提供する分) 【国税庁、他市区町村】 ○国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	事前	重要な変更
	Ⅲ-5-リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク・誤った相手に提供・移転してしまうリスク	リスクに対する措置の内容 (eLTAXで提供する分) 【国税庁、他市区町村】 ○国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。	リスクに対する措置の内容 (eLTAXで提供する分) 【国税庁、他市区町村】 ○国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。	事前	重要な変更
	Ⅲ-7-リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	⑤物理的対策 具体的な対策の内容 ＜本市における措置＞ 1. サーバ設置場所では、ICカード等での入室管理を行っており、あらかじめ許可された者のみが入室できる。 2. 記録媒体及び紙媒体の保管場所については、必ず施錠管理を行う。 3. 業務用端末については、盗難防止用ワイヤーを取り付ける、又は施錠管理できる場所に保管する。 ※施錠管理する際の鍵は所属長が責任を持って管理する。	⑤物理的対策 具体的な対策の内容 ＜本市における措置＞ 1. データセンターにおいては、セキュリティゲートにて入退館管理をしている施設内のうち、さらに厳格な入室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 2. 本市施設内においては、個人認証により、権限を持つ限られた者のみ入室ができる区画に設置されたサーバ内に保管している。 3. 記録媒体及び紙媒体の保管場所については、必ず施錠管理を行う。 4. 業務用端末については、盗難防止用ワイヤーを取り付ける、又は施錠管理できる場所に保管する。	事前	重要な変更
	Ⅲ-7-リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	⑥技術的対策 ＜本市における措置＞ 2. 外部ネットワークから切り離された庁内ネットワークを運用することで、外部からの不正アクセス対策を行う。	⑥技術的対策 ＜本市における措置＞ 2. 外部ネットワークからの不正なアクセスを防止するため、閉域網にて通信を行い、データを暗号化している。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-7-リスク2: 特定個人情報 が古い情報のまま保管され 続けるリスク	リスクに対する措置の内容 ○個人住民税課税システムに存在する賦課情報(国税関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、年金関係情報)については、毎年使用するデータを入手し、更新・賦課決定を行っている。	リスクに対する措置の内容 ○個人住民税課税システムに存在する賦課情報(国税関係情報、地方税関係情報、業務関係情報)については、毎年使用するデータを入手し、更新・賦課決定を行っている。	事前	重要な変更
	IV-1. 監査	②監査 具体的な内容 1. 本市における措置 (1) 特定個人情報に対する監査人を選出し、定期的に監査を実施する。 (2) 監査内容 ①評価書記載事項と運用実態の確認 ②個人情報保護に関する確認 ③職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知及び教育等の実施の確認 ④業務時間中に事務担当課への立ち入りによる運用状況の確認 ⑤その他必要があると認められる事項の確認 (3) 監査結果の活用 ①監査の結果は、書面で事務担当部署へ通知する。 ②注意、指示事項等があった場合は、事務担当部署はその内容の改善を行い、監査人は改善状況の確認を行う。 3. eLTAXにおける措置 (1) 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)については、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会による情報セキュリティ監査が実施されている。 なお、一般社団法人地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、一般社団法人地方税電子化協議会において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。	②監査 具体的な内容 1. 本市における措置 (1) 特定個人情報に関する監査を定期的に実施する。 (2) 監査概要 ①保護方針の確認 ②取扱い方法の点検 ③体制の確認 ④人的・物理的・技術的安全措置の点検 3. eLTAXにおける措置 (1) 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)については、運営する認定委託先事業者が、毎年度情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、運営する地方税共同機構が、毎年度情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。	事前	重要な変更
	V-1. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名 個人住民税課税ファイル	④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名 市・県民税課税台帳他	事前	その他の項目の変更
	VI-1. 基礎項目評価	①実施日 平成26年11月10日	①実施日 平成31年2月5日	事前	その他の項目の変更
	VI-2. 国民・住民等からの意見の 聴取	②実施日・期間 平成26年12月19日から平成27年1月18日までの31日間 ④主な意見の内容 意見なし。 ⑤評価書への反映 意見なし。	②実施日・期間 平成31年2月8日から平成31年3月11日までの32日間 ④主な意見の内容 ⑤評価書への反映	事前	その他の項目の変更
	VI-3. 第三者点検	①実施日 平成27年1月29日、2月4日。 ③結果 第三者点検後に記載。	①実施日 ③結果	事前	その他の項目の変更
	(別紙1)5-1項番34	法令上の根拠(別表第二省令) 未規定	法令上の根拠(別表第二省令) 第22条の3	事前	その他の項目の変更
	(別紙1)5-1項番35	法令上の根拠(別表第二省令) 未規定	法令上の根拠(別表第二省令) 第22条の4	事前	その他の項目の変更
	(別紙1)5-1項番38	挿入	提供先 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 提供先における用途(別表第二の第2欄に掲げる事務) 学校教育安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの 法令上の根拠(別表第二省令) 第24条	事前	その他の項目の変更
	(別紙1)5-1項番39	法令上の根拠(別表第二省令) 未規定	法令上の根拠(別表第二省令) 第24条の2	事前	その他の項目の変更
	(別紙1)5-1項番40	法令上の根拠(別表第二省令) 未規定	法令上の根拠(別表第二省令) 第24条の3	事前	その他の項目の変更
	(別紙1)5-1項番48	法令上の根拠(別表第二省令) 未規定	法令上の根拠(別表第二省令) 第26条の3	事前	その他の項目の変更
	(別紙1)5-1項番58	法令上の根拠(別表第二省令) 未規定	法令上の根拠(別表第二省令) 第31条の2	事前	その他の項目の変更
	(別紙1)5-1項番59	法令上の根拠(別表第二省令) 未規定	法令上の根拠(別表第二省令) 第31条の3	事前	その他の項目の変更
	(別紙1)5-1項番84	法令上の根拠(別表第二省令) 未規定	法令上の根拠(別表第二省令) 第43条の3	事前	その他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別紙1)5-項番85の2	挿入	提供先 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及 び管理を行う都道府県知事又は市町村長 提供先における用途(別表第二の第2欄に掲げ る事務) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 による賃貸住宅の管理に関する事務であつて 主務省令で定めるもの 法令上の根拠(別表第二省令) 第43条の4	事前	その他の項目の変更
	(別紙1)5-項番91	法令上の根拠(別表第二省令) 未規定	法令上の根拠(別表第二省令) 第44条の2	事前	その他の項目の変更
	(別紙1)5-項番101	法令上の根拠(別表第二省令) 未規定	法令上の根拠(別表第二省令) 第49条の2	事前	その他の項目の変更
	(別紙1)5-項番116	法令上の根拠(別表第二省令) 未規定	法令上の根拠(別表第二省令) 第59条の2	事前	その他の項目の変更
	(別紙1)5-項番117	提供先 厚生労働大臣	削除	事前	その他の項目の変更
	(別紙1)5-項番120	都道府県知事	記載を項番119に移行する。	事前	その他の項目の変更
	(別紙1)5-項番119	法令上の根拠(別表第二省令) 未規定	法令上の根拠(別表第二省令) 第59条の3	事前	その他の項目の変更